

令和2年第2回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和2年6月8日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第29号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第30号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第31号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第32号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第33号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第34号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第35号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第36号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について
第37号議案 幸田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第38号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第39号議案 工事の請負契約について（中央小学校校舎増築工事）
第40号議案 財産の取得について（教員用ノートパソコン）
第41号議案 財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型）
第42号議案 土地の取得について
第43号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第44号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 令和2年度幸田町水道事業会計補正予算（第1号）
第47号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 田境 毅君 | 2番 石原 昇君 | 3番 都築 幸夫君 |
| 4番 鈴木 久夫君 | 5番 伊澤 伸一君 | 6番 黒木 一君 |
| 7番 廣野 房男君 | 8番 藤江 徹君 | 9番 足立 初雄君 |
| 10番 杉浦 あきら君 | 11番 都築 一三君 | 12番 水野 千代子君 |
| 13番 笹野 康男君 | 15番 丸山 千代子君 | 16番 稲吉 照夫君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教育長	小野 伸之君	企画部長	藪田 芳秀君
参事(企業誘致担当)	夏目 隆志君	総務部長	志賀 光浩君
参事(税務担当)	山本 智弘君	住民こども部長	牧野 宏幸君
健康福祉部長	林 保克君	環境経済部長	鳥居 栄一君
建設部長	羽根 淵闘志君	教育部長	吉本 智明君
上下水道部長	太田 義裕君	消防長	都築 幹浩君
企画部次長 兼企画政策課長	成瀬 千恵子君	健康福祉部次長 兼福祉課長	山本 晴彦君
建設部次長	横山 渡君	上下水道部次長 兼下水道課長	吉本 亮一君
消防次長兼 消防署長	小山 哲夫君	会計管理者 兼出納室長	石川 正樹君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本 富雄君

○議長(稲吉照夫君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(稲吉照夫君) ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 志賀光浩君 登壇]

○総務部長(志賀光浩君) 議長のお許しを頂きましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

[総務部長 志賀光浩君 降壇]

○議長(稲吉照夫君) 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者20名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(稲吉照夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、1番 田境毅君、2番 石原昇君の御両名を指名します。

○

日程第 2

○議長（稲吉照夫君） 日程第 2、第 29 号議案から第 47 号議案までの 19 件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第 29 号議案の質疑を行います。

12 番、水野千代子君の質疑通告は資料要求のため、質疑を終わります。

次に、6 番、黒木一君の質疑を許します。

6 番、黒木君。

○6 番（黒木 一君） 皆さん、おはようございます。

私も、実はたばこ税の関係で御質問をするんですけども、たばこ愛好者で、もう 60 年来たばこを吸っているんですかね、なかなかやめれないのが現状です。それで、年々たばこ愛好者が減っている中で、町のたばこ税の収入が大体約例年 2 億円強ぐらいですかね、というふうになっています。町の貴重な財源の一つではないかなと思っています。そこで、今回葉巻たばこの換算を本数を変えて二段階にわたって改正するということになっていきますけれども、そのことについて御質問したいと思っています。

まず、幸田町に落ちるたばこ税の歳出の基本となっていることが僕はよく分からないんですけども、まずそれを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） たばこ税についての御質問を頂きました。

まず、たばこにつきましてですけども、これは大変税負担の重い商品でございます。その価格には、国のたばこ税、地方たばこ税、そしてたばこ特別税、消費税と 4 種類の税金が含まれております。一般的な 1 箱 490 円の紙巻たばこを例にいたしますと、税の負担率としましては 63.1%、309.42 円が税金ということになっております。このうち町の税収となってまいりますのは、地方たばこ税のうちの町たばこ税でありまして、先ほどの例で言えば 23.2%、113.84 円を町税として御負担いただいているということになります。町のたばこ税につきましては、たばこの製造者または卸売販売業者などが町内の小売販売業者に売り渡した本数に応じて納めていただいているものです。たばこの種類としては、紙巻たばこのほか、葉巻たばことか、加熱式たばこがございますが、全て紙巻たばこに本数換算をして毎月算出をしていただき、翌月末日までに申告納付をいただくというような方法になっております。ということでございまして、たばこ税の納税義務者としては製造者等であるわけでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、小売価格の中に既に税金として含まれておりますので、実際に負担しておられるのは、たばこを購入した消費者御自身ということになりまして、町内で御購入いただいた分の町たばこ税につきましては幸田町の税収となり、自主財源として活用

させていただいておりますので、ぜひたばこは町内で御購入いただきますようよろしく
お願いを申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） おおよそ理解できました。ただし、今回の換算本数の改定、二段階
によって行われますけれども、その意図というのは、結局喫煙者が減っていく、各自治
体で今までどおりの収入を得るために変えていくのか、それとたばこも年々上がります。
町では、健康増進のためにたばこをやめましょうとか、たばこを吸うところもぐっと縮
小されて、愛煙者にとっては非常に堅苦しい思いをしています。それだけの収入がある
のであれば、もっと快適な喫煙所を設けていただければと思います。たくさん設けろと
いうことではありません。僕は、当初、サラリーマン時代に幸田町民会館にたばこを吸
うところがなかったわけですね。それで、川がありますよね、あそこの橋のたもとに行
って、会社で催物をするときはドラム缶をそこに置いて、そこで皆さん喫煙しなさいと
やった記憶があります。今ではどちらかな、図書館のほうの入り口のほうの桜の木の下
に、前町長のときですかね、灰皿を置いてもらいました。非常にあれは助かってるし、
僕らとしては非常にうれしいことだったと思います。そういうふうに健康に気をつける
ことも大事ですけども、どうしても愛煙者にとってはやめられないという人もいると
思います。それで、両方を成り立たすためには、簡単でもいいですから、ちょっと喫煙
所を設けてもらうとか、そういうことで両方の均等制をとってもらえば調整は、財源は
入るよと、それで、周りの人の健康にも阻害しない方法を考えていくということであれ
ば両方ともハッピーじゃないかなと思います。あと、個人個人の健康の問題については、
個人個人が考える問題だと思います。たばこは20歳にならないと吸えないと、もう立
派な大人ですから自分で考えれば済むことだと思います。ぜひその辺をお願いしたいと
思います。

次に、2番目の質問としては、来年からですかね、葉巻たばこの0.7グラム未満が
換算で0.7本、その翌年は1グラム未満を1本というふうに換算本数が変わりますけ
れども、それはあくまでもこれは僕の勘ぐりですけども、喫煙者が減る中で今までど
おりの財源を確保しようという意図があるのかということなんです。それを分かっている
範囲でいいですから、僕をごまかせるということでもいいですから、ぜひ教えていた
いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 先ほどの喫煙所のお話ですけども、やはり税の担当とし
ましてはお答えがちょっとしにくいところではありますけれども、また負担ばかりを押
しつけるというわけでもいけませんと思いますので、そこら辺はバランスをよく考えて
いかなければいかんかなとは思っております。

それから、葉巻たばこの今回の換算に関するところでございます。葉巻たばこといっ
て葉巻といいますと、何となくイメージ的には大富豪だとかギャングだとかが葉巻を吹
かしている映画のシーンなどを思い浮かべることが多いかとは思いますが、この
定義としましては、たばこの葉っぱをたばこの葉っぱで巻いたものというのが葉巻たば
この定義でございます。今回、改正の対象となります葉巻たばこにつきましては、1本

当たりの重量が1グラム未満の軽量なものを示しております。いわゆるリトルシガーと言われるようなものでございます。刻んだ葉たばこをシート状の葉たばこで巻いてございまして、見た目的には通常の紙巻たばこに似たようなものでございます。近年、紙巻たばこの代替品として販売量が増加をしているというものでございます。現行では、葉巻たばこの製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税をされているわけですが、このリトルシガーにつきましては製品重量が軽いため、例えば1本が0.5グラムのような商品の場合は、紙巻たばこ0.5本の換算となってしまうため、見た目の本数で言うと2本でやっとならば1本分と、そんなような今は税負担になっているということです。また、リトルシガーの中でも製品によっては重量に差がございまして、課税の公平性という観点からも問題があるとされてございまして、今回の改正で一定の経過措置を講じながら段階的に引き上げるということで、これまでの重量比例課税方式から葉巻たばこ1本を最終的には紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式に改めるというもので、議員に言われたように二段階で改定をするという予定になっております。今回の引上げにつきましては、早急に対応の必要があるという観点から、本年10月1日からの実施となっております。10月1日から1年間は、0.7グラム未満の葉たばこについて0.7本とみなして課税すると。つまり、これはどんなに軽量な葉たばこであっても最低0.7本として換算をしていきますよということでありまして。そして、二段階目の令和3年10月1日からは、1グラム未満の葉たばこを1本の紙巻たばことみなすということで、これはつまり1本は1本として見ていきたいと思いますというような改正になっております。これを二段階にせずいきなり1グラム1本としてしまった場合を考えますと、例えば1本が0.5グラムの軽量なものについては、税額としては倍になってしまいます。さらに紙巻たばこ自体の税率改正も予定がされておりますので急激な値上げとなってしまうことから、消費者及びたばこ関係事業者に与える影響に配慮をする激変緩和を図るという意味をもって二段階の改定となったものでございます。

それから、その後の歳入の影響ということになりますけれども、過去の税収及び本数の推移から見ますと、冒頭に議員も言われましたが、近年健康志向の高まりもあって、本数は毎年5%前後減少してきております。一方、税率が引き上げられた翌年度においては、本数の減少に反して税額は増加するといったような状況も見られております。今回の改正に伴う来年度のたばこ税については、町としてはおおむね横ばいぐらいになるんじゃないかということを見込んでおります。また、本年の10月と来年の10月については、この葉巻たばこに加え紙巻たばこ、それから加熱式たばこにおいても税率の改定が予定されておりますので、ある程度本数の減少があっても税収としては確保ができるであろうというふうに考えております。町のたばこ税としましては、ここ10年の推移を見ますと2億5,000万から3億円ぐらいの間で推移しておりますので、健康面を考えると減少することが望ましいという意見があるとは思いますが、税当局としては自主財源としての税収という意味では、たばこ税が大変優秀な安定財源であるというふうに捉えているところでありますので、繰り返しになりますが、たばこはぜひ町内でお買い求めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。私もたばこをやめようかなと思っているんですけども、これが税金が上がることに對して、たばこの価格も必ず上昇することですので、この際近々やめようかなと思っています。ただ、意思が弱いものですから、それはどうなるか分かりませんが、極力健康増進には気をつけてマナーを守った喫煙をしていきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 令和2年度の税制改正によって、ようやく非婚の独り親の非課税措置というのが認められてきたわけでございます。そういうことによりまして、対象人数等を出していただきました。また、もう一つ、新たに控除対象となる独り親家庭の対象人数等も出していただきましたが、これでお聞きをするわけでございますけれども、税制改正の中で、今までは独り親、いわゆる寡婦（寡夫）控除が婦人の「婦」と「夫」、夫は括弧書きでありましたけれども、この2つの表記をされていたわけでございますが、夫のほうなくなってきたと、今回の改正によって。それはどういう理由なのかお尋ねしたいということと、そして、また今まで非婚の場合は何人ぐらいいたのかということでございますが、令和元年度の寡婦、また新たな夫のほうの寡夫、これは出していただいたわけですが、多分保育料とかそういうことでも非婚の独り親をみなして控除してきた、こうした実例があるわけでございますが、その辺のことで人数の把握はできなかったのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） まず、今回の独り親控除に係る改正でございますが、全ての独り親家庭の子どもに對して公平な税制を実現するという観点から、現行の婦人の寡婦と夫の寡夫の控除の見直しを行うことで、未婚の独り親に對する税制上の措置を講じることで、婚姻の有無による不公平とそれから男女差による不公平、これを同時に解消して独り親控除と婦人の「婦」を使った寡婦控除、この2つに整理して、夫の字を使った寡夫控除という名称をなくすというような形の改正になったものであります。これは具体的にいいますと、前年の総所得48万円以下の生計を一にする子どもを有する単身者については、控除額30万円の独り親控除というものを全て適用いたします。それ以上の寡婦については、引き続き26万円の控除額を適用しますが、子以外の扶養親族を持つ寡婦にも500万円の所得制限が設けられるというようなことになったものであります。

対象者についてでありますけれども、独り親の把握につきましては、今後これからの年末調整ですとか、確定申告などにおいて対象者に申告していただくことで税のほうとしては把握をしていくものでございますので、現時点では独り親の想定をすることができません。先ほど議員の言われた参考として資料要求のほうで出させていただいたものについている数字が、現在非課税の対象となっている寡婦（寡夫）控除の内容となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 分かりました。こうした非婚の独り親世帯に対する非課税対象となったということについては、大変な苦勞をしながら子育てをしている世帯に対する支援になるというふうに思うわけでありますので、十分この辺を周知しながら漏れのないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、固定資産の使用者を所有者とみなして課税する対象についてでございますけれども、この件につきましても資料が出ているわけですが、これは幸田町ではそのような対象がないということで理解してよろしいのかどうかということでございます。ということは、きちんと土地の所有者把握ができていると、相続も無事に進んでいると、こういうようなことでよろしいかなというふうに理解をするわけでございますが。

次に、申告の義務化でございます。申告の義務化についてでありますけれども、これは67条の3項についてありますが、これは相続するまでは申告をして税を納めなくてはいけないよという、こういう義務化が改めてなされたわけでありまして、町内では82人というような実績人数が出ているわけですが、こうした所有者が死亡後、相続がなかなか登記が完了しないと、こういう実態が相当数あるというふうに理解しているのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 先ほどの独り親の周知に関しましては、またいろいろな方法でしっかりと周知をしていきたいと思っております。

それから、固定資産のまず納税で使用者を所有者とみなす関係でございます。まず、固定資産税の納税義務者につきましては、原則として所有者ということになっております。所有者というのは、土地や家屋の登記記録上の所有者であります。しかしながら、先ほど議員が言われたように、相続登記がなされておらずに使用者が存在しているにもかかわらず我々が調査を尽くしても所有者が特定できないケースというのもございます。使用者のほうからも調査に協力を得られないなど、所有者の特定に支障を来す場合に限り、事前に使用者に通知をした上で固定資産課税台帳に登録をし固定資産税を課すことができることとするというのが今回の改正でございます。現行の地方税法においても、災害等の事由によっては所有者の所在が不明である場合、使用者を所有者とみなして課税できる制度というのはございます。ございますが、今回の改正では、その適用条件を災害以外においても拡大をするというものであります。

使用者の定義といたしましては、現にその資産を使用収益している者ですとか、例えば継続して居住の実態があるとか、継続して事業を営んでいるとか、そんな状況でありますけれども、現在把握している固定資産の中では、先ほども言われましたように資料にも書かせていただきましたが、所有者が不明で使用者が存在する土地家屋というのはありませんので、納税義務者としては特定をさせていただいて、税金のほうは頂いているというふうな状況でございます。

それから、申告の義務化のほうのお話でございます。申告の義務化につきましても、固定資産税に関する改定でございますけれども、これも昨今問題となっております所有者不明土地等に関連して、この大きな要因となっているのは、やはり亡くなった後に相続登記がなかなかなされないで放置されると。その結果、相続登記自体が困難になっ

て所有者が特定できなくなるケースが増えてきているということが背景にあります。今回の改正につきましては、所有者が死亡してから相続登記がなされるまでの間、町が現所有者に対して氏名や住所を申告させることを制度化することによって、所有者不明土地等の発生を予防し、また現所有者の特定に係る事務負担を軽減し、課税の公平を確保するといったことが目的となっております。ただし、今この改正がなかったとしても、現行法において地方税法9条の2で規定されております相続人代表届という制度がございます。これが本町におきましても死亡届が提出された際に、この規定に基づきまして届けを提出していただいております。納税義務者の特定に支障はきたしておりませんし、今回の改正後も今やっている届けをもって今回のこの改正のものにも変えることができるということになっておりますので、特に影響はないと思っております。この相続人代表届を出していただいた実績として、令和元年度では82件ございました。相続手続が完了せずになかなか登記がされない実態についてはちょっと把握はできていないですけども、こういった相続人代表届で納税義務者を特定することはできておりますので、収納上というか、課税上は今問題は起こっておりません。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町の人口規模からいたしましても、やはり目に見える町政が行われているということからいたしましても、そうした不明土地がそのまま放置されている、そういうことがないということが今の答弁から分かったわけでございますが、やはりこれから人口減少時代に入る、そういう中におきまして、幸田町においてもそうした空き家等の放置等も結構出てきている中で、この辺をきちんと後々処理が面倒にならないように把握をしていく必要があるかなというふうに思うわけでありまして、その辺を十分注意しながら行っていただきたいと思っております。

それから、次の認定先端設備等導入計画、これは地方創生の事業の中において取り組まれたものでありますが、これがコロナ対策の中でまた新たにこの継続を進めるというものであるというふうに思いますが、今回出していただいた資料の中では、令和2年度においては16社があるよということでございますが、令和3年度は計画・相談等なしということでございますけれども、やはりこうした経済活動が今までの自粛からこれから経済活動がきちんと再開されながらやっていく、そういう中におきましての支援かというふうに思いますが、そうしたものにつきましてもせっかく進めてきた制度でございますので、その辺を企業等にもきちんと周知しながらやっていく必要があるのかなというふうに感じたわけでありまして、その辺のところはこれからどういうふうに進められるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 先ほどの固定資産の所有者等の関係につきましては、国のほうでも最終的には相続登記の義務化というところの話も出ているようですので、そちらのほう为抓手とされれば、登記のほう直れば、所有者としてはしっかり直していけるということもありますので、その辺の動きも注視をしていきたいと思っております。

それから、先端設備の関係でございます。この改正につきましては、言われたように

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として行われたものでありまして、感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するものでございます。このもともとの制度は、平成30年度に新設をされたものでありまして、生産性向上特別措置法に基づく認定先端設備等導入計画に従って取得した機械及び装置、器具及び備品、工具、建物付属設備など、これは旧モデル比で生産量や効率などの生産性が年平均1%以上向上すると認められるものでありますけれども、そういったものを導入した中小事業者に対し、その償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとするというもので、具体的なこの流れとしましては、事業所が町に認定先端設備等導入計画の申請をまず頂くと。そして、審査をされまして、認定書が交付されます。事業者は、計画に基づいて設備を取得いたします。すると、翌年必要書類添付の上、償却資産のほうの申告をしていただいで、当該資産を減免させていただくと、このような流れになっております。今回の改正につきましては、この適用対象を拡大するもので、一定の事業用家屋及び構築物といったものが適用の対象に追加されることとなりました。実績等については、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。今回拡大となる事業用家屋及び構築物については、新規の導入計画等の話を聞いておりませんので、全く今把握はしていない状況でございますけれども、いずれについても計画に基づいてということになりますので、企業立地課のほうともまた情報提供を頂きながら進めてまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の継続の件でございますけれども、これで一つやっぱり一番問題なのは、償却資産課税が、これが3年間はゼロになると。これは町にとっては大変痛いことであります。やはり、こうしたことは国の政策としてやるわけでございますので、その辺のところはやっぱり国が本来は負担すべきではなかろうかと。前にもこの件が出たときにもそのようなことを主張した経過があるわけですが、やはり企業にとっては確かに経済活動を促進する上でいいわけでございますが、町の税制にとっては減免といいますか、ゼロになるわけですから、税収が落ち込むわけでございます。その辺のところをどう進めていくのかというのが、やはりこれは相反する事例かなというふうに思うわけでございますので、国にはきちんと言うべきではなかろうかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 今回のこの拡大部分、いわゆる事業用家屋と構築物を追加したこの2項の部分については、国としては全額補填するとは言ってきております。今までの分はないわけですが、拡大部分は一応全額補填しますよと言われております。この制度に基づいて、3年間確かにゼロということで町の税収としては入らないわけですが、積極的に導入をいただければ、4年目以降は税収としていただけるわけがありますので、設備投資を二の足を踏んでやられないよりは、3年間ゼロでもやっていただいで、4年目からは頂けるとありがたいかなと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第30号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 議案関係資料の53ページになるかと思いますが、今年の5月25日をもって個人番号通知カードというのが廃止をされ、その以後、生まれた方については個人番号通知書の交付ということになりました。その通知カードを今回廃止された理由について、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の通知カードの廃止ということでもありますけれども、社会のデジタル化を推進する観点から、パソコンやスマホなどのオンラインによる情報通信技術を活用いたしまして、行政手続など関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化を図るためということで、国は今回通知カードを廃止いたしまして、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を促進するというところで、今回通知カードを廃止いたしましたというふうに認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） マイナンバーカードへの移行を促進するということですが、現在の本町のマイナンバーカードの保有者は何人、何パーセントとかいう数字がありましたらお答えください。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） マイナンバーカードの保有枚数、人数ということでもありますけれども、令和2年、今年の5月1日現在での幸田町での交付状況ということで、まず交付枚数のほうが4,820枚、4,820人ということで、交付率にいたしまして11.5%という状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 11.5%ですか、全国は16%ぐらいだというふうに聞いております。本町は、全国に比べても非常に低いということが分かりました。従来の通知カードは免許証の写しとともに提示すると個人番号の証明になったわけでありまして。しかし、今度の個人番号通知書になりますと、このナンバーを証明するにはマイナンバーカードが記載されている住民票の写しというのがあるそうです。これは、200円でこれを取らないと証明にならないというような不便な形になるわけでありまして、これを町民は承知しているのかどうなのか。ほとんどの方がこれは知らないんじゃないのかなということをおもうわけでありまして、町当局としては、これをどのように住民に周知していくお考えなのでしょうか、お伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員がおっしゃるとおり、この通知カードにつきましては、5月25日をもって廃止をされたわけでございます。廃止後であっても、このカードに記載をされました住所・氏名などに変更がなければ、これまでどおり個人番号を確認、証明できる書類として利用することはできます。今後、この通知カードに換わりまして、修正等により新たに付番された個人番号を通知するものとしたしましては、先ほど議員も御紹介いただきました個人番号通知書というA4版のものでございますが、こちらのほうが郵送をされます。しかしながら、この個人番号通知書につきましては、個人番号を確認、証明できる書類とはなりません。今後、通知カード以外で確認書類となるのは、マイナンバーカードあるいは個人番号を記載した住民票の写し、または住民票記載事項証明書、この3点というふうになるかということでありませうけれども、これにつきまして町民のほうに周知をしていくわけですが、現在、住民票の受付窓口のカウンターにおきましては、チラシといいますか、張り紙ですね、そういったものを張りまして、この通知カードの廃止を周知をしていくということと、町のホームページあるいは広報のほうでも掲載をいたしまして周知をしていこうというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ほかの自治体でも、この周知についてはいろいろ策を練っておられると思います。町民に対しての不便がかかってくるわけでありませうから、その不便をなるべくうまく解消していただくようなそういう御指導をよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今後も、通知カードは廃止されたということで、町民の方にはそれについての周知のほうは努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今の足立議員の質問とかなり重複するところがございますので、それは割愛します。

個人番号カードは要はマイナンバーカード、先ほどお聞きしたとおり保有率は非常に低いと。それで、実はこういった内容でいきなり通知カードを廃止するというのは、ちょっと私は早いんじゃないかというのが個人的意見ですけれども、政府のほうの決定であれば、これは覆すことはできないので、じゃあ、これから個人番号カード、これを皆さんが十分よく使うためには、どういったようなことを皆さんのほうにこういうメリットがあるんだよということを強くPRしていく必要があるのではないかなというふうに私は思います。したがって、この個人番号カード、今回でも特別定額給付金についてマイナンバーカードを利用すれば結構早く給付金を頂けるといふ等のメリットもございましたし、今後いろいろな活用等についてさらにいろいろなことをPRしていくべき、あるいはこれの保有率を向上するためにどういうことをやっていったほうがいいかなとい

うことをちょっと考えていただければというふうに思いまして、それに対する町の施策としてどんなことがございますでしょうかということをお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） こちらのマイナンバーカードの保有率ですけれども、幸田町が11.5%ということで、同じ5月1日現在の全国では16.4%という交付率というふうになっておりまして、どうしても幸田町のほうが全国平均よりも低いという状況でございます。ということで、今後マイナンバーカードの利用促進ということでございますけれども、今回の特別定額給付金でもマイナンバーカードによりパソコンあるいはスマホから申請のほうができるということで、郵送による申請よりも早く申請のほうのできたというような状況でありました。それと、あと現在例えば確定申告につきましても、マイナンバーカードで申告のほうができるというふうなこともございますけれども、今後の利用につきましては、国としては健康保険等もマイナンバーカードを健康保険証にしていこうということも考えておりますけれども、そういった利用が全国的に進んでいるということの周知をしていくということで、町としても取得を促進していくということで考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 要は、何が一番それを持つことによってどういうメリット、どういうような利便性が向上してくるんだよということを皆さんのほうに周知するというのが一番かと思っておりますので、ぜひそれを進めていただきたいと。併せて個人番号カード、マイナンバーカード、これは御存じのとおり有効期限がございます。それから、あと電子何とかという署名ですね。あれについても有効期限があります。これらについて、例えばこれは当然有効期限があればそれを更新するということが今後発生してくるわけですが、それに対しても事務手続の簡素化とかその辺を含めて、期限切れ前に本人に更新する連絡ですね。いつになったらもう切れるんだよという、運転免許証しかりですが、そういったようなことをされるか、あるいはそれに対して事務効率化的なことでどんなようなことをされていくかどうかということをお聞きいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） この個人番号カード、こちらのカード面に記載されております電子証明書につきましては、議員が仰せのとおり有効期限がございます。それについてカードそれぞれに表記のほうがされているところであります。個人番号カードの有効期限につきましては10年、発行後10回目の誕生日まで。電子証明書は5年、発行から5回目の誕生日までというようになっており、それぞれの有効期限のおおむね3か月前に地方公共団体情報システム機構J-LISから有効期限通知書が郵送され、更新手続についての御案内がございます。電子証明書につきましては、有効期限が過ぎた後でも個人番号カードの有効期限内であれば再発行をすることができるということで、こちらのほうもこういった通知書が届くということで周知のほうはしていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） いずれにしるマイナンバーカード、これについてどうやって皆さん

にたくさん持っていただくかどうか、併せてそれを含めた事務効率化については、いろいろと今度これに対する業務というのは当然増えてきますので、それに対するいかに効率よく事務の業務量を極力増やさないような方法について、今後、継続検討ということをお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） こちらのほうの効率的に事務を進めるように、今後ともいろいろ工夫をしていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 個人番号カードにつきましては、いろいろな反対等も出てきているわけでありまして、個人情報情報の漏えいや、あるいはセキュリティーの問題、さらには国による一括管理、こうした面での賛否様々ある中で今回の通知カード、これが廃止をされることになって、先ほども質問があったわけでございますけれども、この通知カードというのは全ての国民に12桁の番号が通知をされているわけでありまして、これがまだ使用しなくても何らかの形で通知カードが必要になるときもあるわけでございます。この通知カードが廃止をされたことによる影響、これについてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 通知カードが5月25日をもって廃止をされたわけですが、これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、この通知カードに記載された住所ですとか氏名に変更がなければ、これまでどおり個人番号を確認・証明できる書類として利用のほうができます。今後は修正等により新たに付番された個人番号につきましては、個人番号通知書というのが本人に郵送されるということでございますけれども、個人番号通知書は個人番号が確認・証明できる書類とはなりません。今後は、通知カード以外で確認書類となるものにつきましては、マイナンバーカードあるいは個人番号を記載した住民票の写し、または住民票記載事項証明書というふうになります。ということで、通知カードの廃止に伴う影響ということでありまして、国は特段の不具合は想定されないとの見解ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 廃止される影響につきましては、不具合は生じないということの国の見解ということでございます、国におきましては、2023年末にほとんどの住

民にカードを持たせると、こういう目標を持ちながら進めているわけでありまして、マイナンバーカード取得を促進させるその狙いがあるわけでございます。そうした点におきまして、幸田町におきましては、先ほど言われましたように11.6%という低い取得率になっているわけでございますが、また国家公務員初め公務員には必ず、またその家族にも必ずマイナンバーカードの取得をしなければならないというふうに、こういうような国の方針もあるわけでございますが、そうした点におきましては、やはり国が強制的にマイナンバーカードを取得をさせるその狙いというのは当局としてはどのように把握をしておられるのか伺いたいということと、それから、今回コロナ対策で特別定額給付金におきましてマイナンバーカードによるオンライン申請というのがかなり言われたわけでございますが、その中で露呈してきたのがかなり不具合が出てストップしてしまつたと、こういうようなこともあったわけでございます。こうした行政手続の効率化とかそういうことを言いながら、逆にストップしてしまう、オンライン申請ができなくなってしまつて、こういう問題も大きく発生してきているわけでありまして。そういうことから考えますと、セキュリティーは後回しになってきている。それと、そうした住民が一斉に申請をした場合は、こうしたオンライン申請というのが対応できない、こういう今の現状をどういうふうにしていくのかということも言われてきているわけでありまして、そのような点におきまして、やはりこうした住民に番号をつけていくというのは国の営業活動による促進にほかならないのではないかとこのように思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回通知カードが廃止になったわけですが、これにつきましては、要はオンラインですとかそういった情報通信技術を活用して、行政手続などの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るためにマイナンバーカードへの移行を促進するという国の狙いがあるわけでありまして。ということで、今後国はマイナンバーカードにいろいろな機能をつけていくということで考えているわけですが、マイナンバーカードによりましてそういったいろいろな行政手続ですとか、今回のような給付金ですとか、そういったものがマイナンバーによって迅速に進められるということ国としては考えているというふうに認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国の方向としては、全国民にマイナンバーカードを持たせるということで、先ほども言われましたように健康保険証もこれに変わっていくという、そういうような位置づけの中で情報の一括管理というのを進めていく、そういう国の狙いがあるわけでございます。そうした中でセキュリティー関係、個人情報、これを一括でマイナンバーカードの中で全て一括管理していく、そういう中におけるセキュリティー関係はどうかと。その辺のところはどう認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） マイナンバーカード、こちらのほうに搭載をされておりますICチップですね。こちらのほうには、カードに表記されている事項、住所氏名で

すとか、そういったものと顔写真、それから電子証明書などの必要最小限度の情報が記録をされておりますが、税ですとか年金などのプライバシー性の高い、いわゆる特定個人情報に当たる情報は記録をされておられません。ですので、マイナンバーカードには暗証番号が設定もされておりますので、誤作動が一定回数繰り返されますとロックをされたり、情報を不正に読み取ろうとすると自動的に内容が消去されたりということ、そういった機能もございますので、そういったセキュリティー、安全性には配慮をされているというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第34号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第35号議案の質疑を行います。

12番、水野千代子君の質疑通告は資料要求のため、質疑を終わります。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほどの水野議員と同じく資料要求をいたしました。それぞれ出させていただいたわけですが、こうした中で、この議案につきましては法定限度額、いわゆる現在96万円を99万円に3万円引き上げるわけですが、その影響につきましては、対象人数等も出させていただいて、合わせて108万円の増収を見込むよという、こういう内容になるわけですが、それでお聞きをするわけですが、法定限度額、これに引き上げる必要性についてお尋ねしたいと思います。

幸田町におきましては、国民健康保険税が非常に県下の中でも高く9番目ですかね、今現在、高いほうから9番目に位置するところであります。そして、また過去におきましては、国がこうした法定限度額を引き上げて様子を見ながら、1年あるいは2年後ぐらいに引き上げてきていた。ところが、今は毎年毎年のように国が引き上げるたびに即引き上げてきた。こういう状況が続いているわけでありまして、この法定限度額に対応する所得、これについてはどれぐらいの収入があれば99万円になるのかと。この辺の算定というのをお答えいただきたいというふうに思います。それから、必要性についても同じくお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員お尋ねの法定限度額に引き上げる必要性ということでありまして、幸田町につきましては、今回の改正の地方税法施行令の一部を改正する政令の施行ということに伴いまして、法定限度額が納税義務者間の負担の公平、こうしたものを考慮した額ということを踏まえまして、先ほど毎年毎年引上げをということだった

んですけれども、ここ数年においては従来の考え方を踏襲しまして、直近年度、今年度の令和2年度からということで条例改正を行わせていただくものであります。引上げ、引下げいずれであっても同じ考え方でおりまして、町で検討させていただいた結果となっております。

それから、先ほど限度額99万円に達する場合の収入というような考え方の御質問を頂きました。こちらのほうは所得で申します。4人世帯という形で申しますと、課税限度額99万円に達するというので、1,060万円ほどとなっております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 平均でこの1,060万円だと99万円の限度額を払わなければならないようになるということから考えると、大体この10%ぐらいが限度額に相当する、1割国保税に払わなければならないという考え方になるわけでございます。ということは、いかに国保税が収入に占める割合が高いかと。健康保険でいいますと、こんなにはないわけですよ。そういうことからすれば、国保税の限度額、この収入に応じた税負担をすることによって中間層も負担が軽くなると、こういう考え方もあるわけでございますが、しかしながら限度額を引き上げることによって全ての階層の保険税、いわゆる国保税も引き上がることになる、こういうふうにもなるわけです。ですから、いかにこの国保税が高いかということをやはり認識していただきたいというふうに思うわけですが、そういう中で幸田町も一般会計からの繰入れを行いながら負担の軽減をしている。こういうことは評価をするわけでございますけれども、しかしながらこの限度額の引上げということは、やはり耐え難い痛みを伴うものではないのかなと、その辺のことはどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員が御指摘のように、いずれにしても法改正に伴う限度額の引上げにより加入者の負担が重くなることには変わりないというふうに思っております。今回の法定限度額引上げに関する必要性ということで申しますと、まず保険料負担の考え方として、負担能力に応じた公平なものであるということが、やはり基本になると思います。また、法定限度額については、受益との関係におきまして被保険者の納付意欲に与える影響、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度が設けられているということであります。今回の改正の中では、医療給付費等の増加が見込まれる中で、基礎分が2万円、介護分が1万円、合わせて3万円ということで引き上げる内容になっておりますが、引上げによりまして中間所得層それから高所得層の保険料の引上げ幅の公平が図られるということで、つまり引上げによりまして中間所得層の伸び率が高所得層の伸び率を若干下回る水準まで抑えられるということもありまして、この改正に準じていきたいというふうに思っております。

それから、一般会計の繰入れということの話がございましたので、こちらについては、最近では6,000万円の一般会計からの繰入れをさせていただいているということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 限度額を引き上げることによって、所得に応じた負担の公平化と

いうことでやっていくよということでもあります。それで、お聞きするわけですが、今回規則で定める日というのを設けられておりますが、この規則で定める日はいつになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員お尋ねの規則で定める日ということでございます。今回の一部改正につきましては、条例の23条第2項というのが国民健康保険税の減免という規定になっております。減免を受けようとする場合は、減免申請書の提出期限を改正前は納期限までということでしたが、今回改正後は規則で定める日までということにするものであります。規則のほうなんですけれども、こちらのほうも整備を進めております。この規則で定める日は、これまでどおり納期限とすることに何ら変わりはありません。これが原則であります。しかしながら、今回、国により新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に関係します国民健康保険税の減免措置基準、これは財政支援の対象となるものであります。これが定められておまして、この減免に関係します申請書の提出期限については令和3年3月31日、今年度いっぱいということとするものです。したがって、規則で定める日というのは令和3年3月31日ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 第36号議案のこの内容については、改正の概要というところを見てみますと、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の支給、あくまでも新型コロナウイルス感染症というところに特化した改正になっているというふうに承知しております。ただし、これはちょっと先行きのことを考えまして、今後、これに同じようなまだ未知の分かっているウイルスがこの世の中にはまだまだたくさんあるだろうというような推定をされていますし、それらのものが今後出た場合にまた同じように新しいつけられて名称の感染症に対して同様の改正を行うかどうか。これは何を私が聞きたいかどうかというのは、その都度その都度こういう改正を行うのかどうかということですね。これは条例を作るだけでも非常に大変な内容になっておりますので、わざわざそういうことに対して一回一回やるというんじゃなくて、今回のこの名称でも新型コロナウイルス等感染力の強い感染症という名称にすれば、同類項が起きた場合でもこういったものを一切そういったまた新たに条例を改正するとか、そういうことがなくなるんじゃないかなど。そういうことで、これはあくまでも事務手続というよりも、その条例を改めるという事務作業ですね、これの効率化という意味で、その都度その都度今後発生した場合に改正を行うかどうか。また、そういったような名称に変えて、そういったものに対する効率化ということについてどういうふうに考えられているかどうかについてお聞きいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員に御質問頂きました新型コロナウイルス感染症対策ということで、本部を預かっているものでございます。こうした事務が煩雑になっている中でお心遣いをいただいたというふうに認識をしております。

今回の条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に特化した改正であります。今後、仮に他の感染症が発生した場合の対応としまして、当該感染症に関係します追加の検討を行った上で、傷病手当金の支給について規定をするかどうかということになります。国民健康保険におきます傷病手当金の位置づけとしましては、国民健康保険制度においては、様々な就業形態の方が加入していることを踏まえまして、傷病手当金については保険者が保険財政上余裕のある場合などに自主的に条例を制定して行うことができるというふうにされております。今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、国内の感染拡大防止の観点で、国が保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、緊急的、特例的な措置として支給に要した費用について全額財政支援が行われるものとなっております。確かに議員が御指摘のとおり、今回の条例改正に限らずあらゆる行政事務の執行に当たりましては、事務の効率が図れるよう常に心掛けていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国民健康保険制度におきまして、コロナ対策で初めて傷病手当金というのが口開けになったわけでございます。コロナに特化したということではありませんが、今までこうした国保における傷病手当金の支給というのは全く考えられてこなかったというところで、一つの事例となるのではないかというふうに思うわけでありませう。そこで、今回コロナ感染によるものというふうに言ったわけですが、先ほども言われましたように国保加入者は業種が様々であります。なぜ給与所得者だけが対象になったのかということございまして、国保加入者の給与所得者の加入者数というのは分かるかどうか、対象者数が分かたらお答えいただきたいということと、それから国民健康保険は、これは世帯主課税でございまして、世帯主に支給をするというふうに条例はなっておりますが、この中でいわゆる個人事業主というのはなぜ対象にならなかったのかと、この点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今回、給与所得者のみが対象となっているということでございます。対象としましては、所得税法の第28条第1項という規定がありまして、その中で給与所得というものも定められております。給与等の支払いを受けている人が対象となるということでありませう。それで、本町における対象者数であります。平成30年中の給与所得者数ということで、令和2年3月末現在で2,897人ということで、大体国保加入の40%程度の方が対象者ということになるかと思ひます。今回、国保における傷病手当金を支給することになりましたのは、新型コロナウイルス感染症に関係します国内の感染拡大防止の観点ということで、被用者保険ではこれまで法定給付ということにされておられますが、国保の中では歴史的にそうしたことが今まで議論はされ

たと思いますけれども、適用がされてこなかったということがあるのは議員がおっしゃったとおりであります。そうしたことを踏まえまして、今回コロナということで国が保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的、特例的な措置として支給に要した費用について財政支援を行われることとなったものでございます。

個人事業主等がなぜ対象ではないかということでございます。対象が給与所得者のみということであることにつきましては、いわゆるこれは全般的ですけれどもパートの方とか被用者の方もおられますが、様々な就業形態、生活形態の方が加入されております。そういう意味で、自営業者等を含めまして、その収入減少の状況も多様であると。そういった多様な収入形態の減少に対応することが制度的に難しく、所得補填としての傷病手当金についての妥当な支給額算定が難しい、こういったことで給与所得者のみとされたものであります。どのような方につきましても、休業中の所得補填は必要ということには変わりないと思いますけれども、それらの理由から給与所得者のみが対象となっているところです。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） コロナに特化したということで、給与所得者だけを対象としたということでございますが、幸田町におきましてはコロナで感染者がゼロということで、皆さんの努力あるいは町の対応、こうした点におきまして感染者がゼロということで非常によかったというふうに思うわけでございますが、しかしながら、これがさらにまだ第二波、第三波、こういう中で感染が出てきたときに、やはり傷病手当金というのはありがたいというふうに思うわけであります。それが給与所得者だけにかかわらず、個人事業主、いわゆる主となって働く方が倒れた場合はさらにこれは収入の道が閉ざされてくるということからも、やはり私は収入の算定が難しいということでこれを切り捨てるのではなく、申告による算定だってできるわけですので、その辺のところをやっぱり対象とすべきではなかったのかというふうに思うわけであります。なにはともあれ、この傷病手当金の口開けが先ほど藤江議員が言われたように、ほかの健康保険や協会けんぽにあるように傷病手当金が全ての人対象となる、そういうような制度の拡大を望むものでありまして質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 個人事業主等の方は対象とならないということで、ちなみに個人事業主、フリーランスという方は対象になっておりません。それから、個人事業主の家族であり、青色専従者、それから白色事業専従者、こうした給与の支払いを受けている方は対象となってくるということでございます。

コロナウイルスの感染が幸田町においては本日時点ゼロということでありまして。第二波あるいは第三波ということで、今後拡大が懸念される中で、やはり傷病手当金が給与所得者以外にも支払われるかどうかということは大変重要な問題ということの中で、実は県内の中でも、事業所得者も支給対象とするというような情報も最近調べたところがあります。歴史的にこれまで被用者保険しか対象とならなかったものが、今回はコロナということでありますけれども対象となってきたということで、これは一つ風穴が開いたということであるかと思っておりますので、制度の拡大も含めまして今後研究をしていきたい

いというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第37号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第38号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 議案関係資料の72ページになるかと思えます。

農業委員並びに農地利用適正化委員の報酬を追加するということであります。現行の報酬が月額1万2,000円、1年間ですと14万4,000円になります。これを今回の改正で相当上回る、約4倍ぐらいの加算となるということになりますが、この加算する必要についてまずお尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 必要な理由といたしまして、農業委員会の業務につきましては、平成28年4月に農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律のほうが行われ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の農地利用の最適化の推進が任意業務から必須業務になりまして、さらには令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が行われ、農地所有者等の農地利用の意向を把握、地域での話し合い活動への参加が役割として重点化・明確化され新たな業務となったことから、その業務量が増加することに対し、現行の報酬に上乘せをするというものでございます。なお、加算額が4倍になるということですが、これは基準に基づき、額を追加可能とするものであり、最大値として上限額を示すものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） どの委員も同じ額で記載されておりますので、上限ということは分かりますが、そうなりますと実際にどういう算定方式、どういう基準に基づいて実際の加算をされる額を算定されるのか。その辺についての説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 算定基準ということでございます。額の決め方の基礎につきましては、国のほうの農地利用最適化交付金事業実施要綱に定められた算定式に基づき算出するというところでございます。そして、この加算額は、国の最適化交付金にて全額が賄われます。活動実績及び成果実績に応じて、その額は決められることとなります。まず、活動実績に対しましては、農地の集積・集約化の割合により交付されるもので、具体的には、活動件数に応じ1人当たり月額5,000円から7,000円の範囲で計算されますので、委員全体の総額で184万8,000円となります。次に成果実績に対しましては、担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消の状況により交付されるもので、それぞれ決められている評価点を用いて算出されます。具体的には、

評価点を基に係数を掛けて計算いたしますが、こちらは最大で総額1,067万7,334円であります。以上2つの実績により算出された合計金額1,252万5,334円が22名の委員全体の最大値としての総額となります。これを委員22名で割りますと、端数処理をいたしまして、条例の今回の改正のところにもございますが、56万9,334円が各委員1人当たりの年額の交付限度額となるものであります。この算式に基づきまして、参考に昨年度の実績のほうを仮に当てはめてみますと、1人月額換算1万2,000円程度の加算額となるのではないかなというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 実際に国の基準に基づいて活動した場合の算出ということですが、実際には町が今やっている活動から試算すると1万2,000円ですか、倍ぐらいになるというふうなお話でした。しかし、今回3月の当初予算では、もうちょっと余裕をもって予算計上をされていると思います。せつかくこういった制度ができたわけがありますから、ぜひ最大限に趣旨に沿った行動をしていただきまして実績を上げていただきたい、そういうふうにするわけですが、期待される成果というものをどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） できましたら最大限にということですが、たまたま昨年度に当てはめた額を参考に今はさせていただいております。

成果ということですが、報酬を加算することによって得られる成果につきましては、平成28年の農業委員会法改正により、これまでの業務に加えて新たな業務として、先ほども言いましたが、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消が必須業務となっております。地権者への声掛けや地権者と農地の借手をつなぐ活動を既に行っており、特に遊休農地の発生防止に大きく役立っておりまして、現在においても成果が上がっているというふうに考えております。これは、優良な農地が耕作されず荒れてしまい、耕作が放棄されてしまうといった問題が全国的な問題ともなっております。こうした農業委員会の今年度の調査では、遊休農地の割合は国の一つの目安であります1%以下を達成している状況であります。農家の高齢化による担い手不足など農業を取り巻く情勢が厳しい中で、農地の管理がこれまで以上に難しくなってきております。町としても、引き続き農地法に従い農業委員会と連携し、耕作放棄地の発生防止や解消に通じて行っていきたいと思っております。失礼しました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 頑張ってくださいということなので期待をいたしているわけですが、私の農地の近くも優良農地が遊休化しております。先回の一般質問でも、そういった遊休農地の活用についての質問があったと思いますが、今回そこら辺のところをしっかりと重点的にやっていただけるということですので、私も期待をしております。よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回、法律の改正によって農地利用の最適化推進等が必須業務になったということで、この必須業務に携わる年間の平均件数についてお伺いするものがありますが、先ほどの年間の56万9,334円の算定額、これについてお答えがあったわけですが、これを全て出すとしたら1人が56万9,334円を支給をする。プラス月額1万2,000円、年額で言うと、これは会長ですが14万4,000円で農業委員さんは13万2,000円ということで、これにプラスをされるということで、この改定表を見るとそのように見受けられるわけですが、これはあくまでもマックスであるということですが、幸田町においては平均件数というのはどれぐらいになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 必須業務に携わる年間の委員1人当たりの平均件数といたしましては、昨年度の実績でいきますと19.2件ということでございます。ただし、この件数の算定につきましては、各委員さんが昨年度の活動を記録した活動記録簿に基づき、1日活動したものを1.0件、半日活动したものを0.5件として集計のほうをさせていただいております。なお、このほかに任意業務といたしまして、その他農業一般に関する調査及び情報の提供など農業委員会法の6条3項に基づく業務、例えば地元の方からの相談に対応するですとか、大小寄り合いへの出席、各種出席などがあり、こういうのも含めると年間でそのほかを通じて数多くの活動をしていただいているということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 必須業務につきましては、大体約20件ぐらい年間で仕事をこなされているということでございます。この農業委員さんの報酬でございますけれども、こうした報酬に関しましては特別職の報酬に関わる点におきますと、いろいろな方々の報酬があるわけございまして、その辺の兼ね合いですか、その辺はどうなるのかということでございます。例えば民生委員さん等でもあるわけですが、今回、これは国の政策として農地利用の最適化の推進等が必須業務になったことによる報酬のプラスということになるわけですが、その報酬のプラスが町長が定める額の算定基準というふうにも改正後はうたわれているわけでありまして、町長が定める額を加算した額と。ですから、この辺がどうも明確にされていないなというふうに思うんですけれども、その辺はどうほかの職務と兼ね合いをとっていくのかということにもつながるのではなかろうかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ほかとの兼ね合いということもございしますが、町長が定める報酬金額につきましては、先ほども申しましたが、国のほうの農地利用最適化交付金事業実施要綱のほうで算定式同様に複雑といいますか、評価点等を用いまして実績に対して算出することとなっております。この加算分につきましては、国の最適化交付金にて全額賄われます。実績に応じてその額は決められるということでございます。先ほども計算ですとか、その辺の数字的なことは説明させていただいたわけですが、

兼ね合いといいますか、今回の増額分につきましては、実質的に応じまして、まず計画を立てて、その後、実績報告をして、その分が国から交付される。それを充てるということでございます。基本的な報酬額につきましては今までと変わらないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、この年額56万9,334円を超えない範囲内で町長が定める額を加算した額というふうにとらうというのは問題があるんじゃないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。例えば先ほど言われたように、農地利用最適化交付金を活用して国が全額出すよということならば、このように金額を全てうたってしまって、さらに町長がということとらうというのは、私は問題があるんじゃないかなというふうに思うのですけれども、この辺はほかのことを勘ぐられないためにも、やはりきちんとしていったほうがいいんじゃないかなと思うのですが、その辺は、これは全て国からの準則に基づいてやったのか、その辺はいかがなのでしょう。国がこのようにやってきているのかと、そうなのでしょう。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 先ほども申しましたけれども、評価基準というのがあります。それを最大値で取った場合の額ということです。例えばこれが最大値の何分の1とか、そこは半分ぐらいだったとか、いろいろなことがあるかもしれませんが、極端な話、最大の実績を上げたとき、そういった場合につきましては、やはり国のほうに最大値がもらえるというような形の改正をしておくべきというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） これは昨年度の最大値で国に報告をした額だと。それを交付金してもらって、それを農業委員さんに配分するよという、そういうことかなというふうにならうと理解をしたわけでありまして、そうすると町長が定める額ではないわけですよ。この辺が先ほど答弁がなかったんですけど、町長が定める額というふうにするのはまずいんじゃないのかなと思うのですが、その辺はほかの自治体も全てこのように首長が定める額にしているのか、準則ですから準則に基づいてこのようにしたのかどうかという、その辺がお聞きしたいわけでありまして、お伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今回は、例えばこれは実績に応じた補助金が交付されるだとか、そういったものではございません。報酬という形での交付ということになりますので、報酬額につきましては町長が最終的に判断するということになりますので、実績に基づいた額を最終的には町長が承認して、それが交付されるということでございます。その最大値ということですので、実際にはそこまでいくということは余りないかとは思われますが、極端な話、最大へいったのにこの額を大体8掛けですとか、そういったところで収めてしまいますと最大がもらえないということもありますので、最大値というふうにやらせていただいております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ですから、ほかの自治体ではどうなっているのかと。この町長が

定める額と、これは報酬だから町長が定めるよということで理解はしましたけれども、この辺がちよっと整合性がないような気がするわけでありまして。確かに報酬ではあるわけですが、活動実績に応じた年間いろいろと変動のある報酬になってくるのかというふうに思うわけですね、そうですね。ですから、例えば会長ですと1万2,000円、農業委員さんですと1万1,000円の月額、最適化推進委員さんですとやっぱり1万1,000円の月額、これにプラスして昨年度実績で言えば1人月額1万2,000円が増額されるよという金額に今度は改正の概要の報酬額の改定ではなるよというふうに理解していいということになるんですね。ですから、その辺をもう少し分かりやすく説明が頂きたい。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 基本的な額というのは変わらないわけですが、例えば他市町等を考えてみますと、他市町につきましては、まず基本的な額というのがセツンですと平均2万5,000円とか6,000円とか、そういった額です。本町は1万1,000円とか1万2,000円ということですが、基本的な額もそもそも少し少ないのかなというところもございまして。当然他市町においても同じような改正をいたしますので、この差が縮まるかといったら縮まらないのかなと。他市町も実績に応じて交付されますので、本町と同じような形での改正をしているということでございまして。頑張っただけならば、それなりの成果に応じた報酬が頂けるということでございまして、最大限頑張っただけでいいということで、今回はこの額ということで最大値ということで上げさせていただいております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第39号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 北部中学校、幸田小学校、豊坂小学校の校舎増築工事が行われてきましたが、今回の中央小学校の工事は鉄骨造となっておりますが、前の3校と同じならばなぜ同じにしたのか、違う箇所があるならどこがどのように違うのか教えてください。また、私は、10年後に生徒数が減少する可能性があると思います。その場合には、空き教室の利用方法は考えておられるのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、北部中、幸田小学校、それから豊坂小学校、このものと今回造る中央小学校の違いはということでございまして、まず北部中学校は今回造る中央小学校と同じ軽量鉄骨造の2階建てでございます。豊坂小学校につきましても、同じ

軽量鉄骨造の2階建てでございます。ただ、幸田小学校につきましては、鉄筋コンクリートの3階建てでございます、その部分が幸田小学校がほかの2つと違うところでございます。今回は2階建てでございますので、軽量鉄骨で施工したいと考えております。

また、議員がお尋ねの10年後、幸田町におきましても予想では児童生徒数が減少してくるというところでございます。そうしますと、現状いっぱいいっぱいで行っているところが空き教室が若干出てくるであろうというところがございますので、そういった部分につきましては、例えば少人数の運営をしたりとか、最終的にもっとたくさん余ってきたときには地域コミュニティへの開放とか、様々な利用価値があるかと思っておりますので、そういった部分は時間をかけて検討してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この中央小学校の校舎増築工事につきましては、4月22日に入札が行われたわけでございますが、この入札執行調書を見ますと、12社のうち町外の7社、この7社が辞退をしているわけございまして、そして残りの5社で、主に町内業者で競争が行われたわけでございますが、その辺について、この指名について問題はなかったのかと。今までにずっと工事案件については辞退が相次いでいる、そういう中で今まで町内業者が相次いで辞退をするというような事態が起きてきたわけでありまして、そして、そのことによる改善ということで、予定価の見直しやあるいは設計の見積り等も再度仕切り直しというような形の中で改善も行われてきたわけでございますけれども、今回も見ますと12社を指名をしたものの町外のほとんどの業者が辞退をすると、こういう状況もありますが、この辺のところについて今回はどのようにこの中身をチェックされたのか、その辺をお尋ねしたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今回の指名12社を行わさせていただきました。そのうち7社が辞退という結果であるということでございます。その理由の中身でございますけれども、技術者の配置ができない等、人的な要因で辞退されたのが6社。そして、他の地方公共団体の工事での事故による自粛というような社の理由によりますのが1社あったということでございます。この制度におきまして辞退をされるということにつきましては、採算性ですとか、手持ちの工事の状況、工期、履行の難易度から会社独自で御判断された内容であるということでありまして、辞退されることについては社の都合により自由であるということでありまして、特にそれに対しましてペナルティーなどを課すというようなことではないということでございます。ですので、私どもといたしましても、より多くの入札参加を得る形で、やはり入札は行われていかなければならないというふうに考えているところでありますので、今後とも設計ですとか、そういった工事の中身、そういったようなものについてはやはり細心の注意をはらいながら、指名業者の選定には今後とも引き続き慎重な下調べの上で行わさせていただきたいというふうに考えているところでございます。ですので、今回12社中、7社の辞退ということであったという結果ではございますけれども、このもの事態には問題というものは特になかったとい

うふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 指名に当たっては、指名審査会が開かれて指名をするわけでございます。そういう中で、こうした指名をした業者の技術者が確保できないと、こういう事態がなぜ判断できないのかと。その辺のところをお聞きしたいというふうに思うわけでございます。令和元年度におきまして、こうした事態が続出をして、その事態の理由が技術者の確保ができないというのが大半でありました。それと同時に、この予定価がとても利益が出ないと。そういう中で見直しも進めながらやってこられたわけでございますが、また今度このようなことが出てきたということは、適正な指名競争入札が行われたいというようなことだったのか。それとも、例えば今回は町内業者が全て応札されているわけですが、その町内業者は今まで仕事がなかったのかと、こういうふうな見方もできるわけでございます。その辺のところを、やはりこの調書をきちんと分析をしながら、そして指名競争入札の在り方というのを考えていくべきではないかなというふうに、これを見て感じました。その辺について再度答弁を頂きたいということと、それから今回の落札率が97.68%というようになってきております。以前は、本当に予定価に近い金額というのは余りなかったと。そういう中で、こうした入札結果がほぼ予定価に近い額で落札をされているという、こういう事態にもこの辺のところの設計の見積り方、あるいは予定価の立て方、その辺がどう改善されたのか、その辺も併せて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 工事を発注させていただくに当たりましては、やはり合理的な工法によるもの、そういったものを中心に適切な設計がなされていなくてはならないということであるというふうに思いますので、町内あるいは町外のそういった建設の、例えば今回は建設ですけれども、業者さんに応札していただけるような形での設計がきちんと組まれることが必要であるというふうに思っておりますので、まずその段階で財政といたしましても、この工事がそういった応札をしていただけるかどうかの基準できちんと判断をしていかなければならないとともに、やはりどういった業者に応札をしていただくかということも聞き取りながら、指名審にかけるための資料を所管課と調整をしているところであるというふうに考えているところでございます。ですので、結果といたしましては、確かに今回は7社辞退ということではございますけれども、全ての事業者に応札していただけることがもちろん望ましいわけではございますが、決して競争性が損なわれたというふうなものではなかったというふうに考えているところでございますので、引き続きこのような取組の中で、より多くの事業者の方に応札していただけるように取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

また、落札率ですね。そういったところにおきましては、やはり適正な価格でこれは設計をしていかなければならないということであるのかなというふうにも思っておりますので、これは余り乖離していてももちろんいけないことだというふうには思うわけではありますけれども、やはり工事の実施を想定した形で設計を組んでいく形におきましては、ある程度落札率というものにつきましてはこれぐらいがいいのかとか基準は分か

りませんけれども、その辺の基準の中で落札されることであるというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回は全て町内業者で5社と、その中の1社は幸田支店ということで、純粋に言えば4社の町内業者とプラス他市に本社のある業者、この5社の中で競争が行われたわけでありまして。そういう中で、いわゆる中央小学校の地元学区の業者が落札をすると、こういう結果になったわけでございますけれども、やはりこうした町内業者の育成も合わせて、今回の結果からいけば町内業者が落札をされるということは歓迎すべきことだとは思いますが、やはりこうした工事の入札に当たっては、きちんと指名競争入札であるならば適正に競争が行われ、そして、また同時に業者が落札できないような、そういう予定価の立て方というのは改善していくということが必要であるかというふうに思います。そうした意味におきまして、今回の中央小の工事案件につきましては、そうした改善が見られたということで判断していいのかどうなのか、その辺のところを担当としてはどのように分析されたかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員のおっしゃられましたとおり、やはりきちんとした競争原理が働いた入札が行われる中で、さらに地元の業者育成というようなことも図られていくということが必要であるというふうに考えているところでございます。ですので、これで良いというような結果で全て判断できるところではないというふうに思っておりますけれども、さらにもっと良い状況になっていくように改善をしていくことが必要であるというふうに思っておりますが、今回は予定価でも結構高額な工事であったといたしましても、地元の業者に落札していただけた、そして地元の業者は全て入札には応じていただけたということでありますので、やはり、これにつきましては地元の業者の方々が応札できるような工事の中身、設計であったというふうには思っているところではございますが、引き続きより多くの方々に入札していただけるように改善のほうは努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第40号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 教員用のノートパソコンについては1点のみ質問をさせていただきます。

パソコンの基本ソフトはどの機器本体に導入しても動くので、メーカーは選定基準にしている時代ではない。問題は、そのソフトとかアプリ、AIの善しあしがユーザーの選定基準になってきているが、その観点から選定すべきではなかったでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねのパソコンの選定基準でございます。

今回、教員用のノートパソコンを更新するに当たりまして、発注をさせていただいたわけですが、このパソコンにつきましては、学校内での事務用での利用を想定しているものでございます。現有機器の後続機をベースに選定には当たりましたが、基本的な能力・仕様を有していれば、メーカーについては特に一社指定しているわけではなく、7社のこの中からどれかというような形での選択の幅を持たせたものでございます。この理由につきましては、やっぱり信頼におけるメーカーであり、アフターサービスを考慮し国内実績のある7社ということで指定をさせていただいたということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

以上で、第40号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第41号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 今後必要とされる機材は、ドローン、ジャッキ、バール、のこぎりなど、手動なものは積載しているのでしょうか。バイクなど機動性のある小回りのきく車が必要ではないでしょうか。例えば坂道で道幅も狭く、幅の狭い浄土寺のイダグ・・・家族を救出するためのシミュレーションをしてみてもらいたいと思います。現在、右方路肩が崩れて要望中でもあります。車両の幅はどれだけあるのか、大丈夫なのかお尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員お尋ねのまずは手動の関係の装備品ということになるかと思えます。議案関係資料としましてお配りしましたもので85ページですか、こちらにも記載がされているわけですが、手動の関係の部品ですと、鳶口、金てこ、スコップ、はしご、それから基本的には掛矢ですとかのこぎりですとか、こういった手動のものについては必要なものとして装備をされております。さらに、それ以外で電動関係の機材ですね、こういったものを追加装備をさせていただいているということでございます。

それから、お尋ねのドローン、バイク、こういった関係でございますけれども、ドローンそれからバイクにつきましては、資料等は集めたり検討はさせていただいているわけですが、単純にスマートフォンで自分の近くを飛び回るようなドローンであれば仕入れ等も簡単かとは思いますが、救助活動等に役立つような大型のドローンということになりますと、資格ですとか、操作技術、研修、こういったものを積み重ねて、なおかつ一番厄介なのがこれは保守のメンテでございます。莫大な費用が意外とかかるものでございます。当本部におきましては検討に留まっているという状況下でございます。

それから、バイクでございます。俗に言う赤バイといひましようか、こういったものでございますけれども、災害地での活動という点では有効かと思われま。当本部におきます現時点での救急活動、消火活動、こういったものに際しましては現有装備で十分なのかなというふうにも考えております。

それから、御指摘の浄土寺、幸田町は御存じのとおり、まだまだ狭い道が多くございます。大型の水槽車を今回は更新しまして、ポンプ車に切り替えをしているわけでございます。型式におきましてもCD-I型という、若干小型、普通車タイプといえますかね、こういった形に切り替えをさせていただいているわけでございます。これも狭小道路等に対応するためということもございまして。道路の土手が崩れたりですとか、そういったところ。浄土寺に関しまして、現有の恐らく水槽車は不可能かと思っておりますけれども、今回購入するような車両については対応可能なということでございまして。なお、本町におきましても、文化財等の防火訓練、こういったものをさせていただいております。浄土寺山におきましても、またそのターゲットの一つとしてシミュレーション等をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回、小型動力ポンプ付水槽車、現在2台あるのが今度は1台になって、そして、その1台を買い替えをする、それに合わせて買い替えの分が消防ポンプ自動車に更新をしていくというものでありますが、CD-I型にしていくこの災害対応特殊消防ポンプ自動車、これは国の補助を受けて災害対応というふうに位置づけをしながら購入をするわけですが、この国の補助を得るために追加装備もしなければならぬというようなことですが、この追加装備をするメリットについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 今回は、先ほどもお話をさせていただきましたこれまでの水槽車、これを更新のタイミングと合わせてましてポンプ自動車ということでCD-I型、通称CDIと言っておりますけれども、こういった車両に改めるわけでございます。当然のことながら、国の補助金等を頂きながら購入をさせていただくということになっております。この国の補助を頂くために、車両のみではなく、当然そこに装備をされませ資機材、これがございまして、合わせまして同じ補助金を使いまして追加で装備をすることができるものが幾つかあるわけでございます。その中で、幸田町におきましては空気呼吸器、ポンペ、それからホース延長用の資機材、これは人が乗ってホースの延長ができるリアカーといえますか、こういったものを合わせて追加装備させていただくということでございまして。なかなか単独で後から装備といいましても、車両についてはその装備に対応したものでないと装備が難しいということもございまして、資機材等の使用期限は特に定めがあるわけではございませんけれども、車両の仕様年限に合わせて同時に購入をさせていただくと。後々追加装備ということになりますと、車両等の改造等も必要となってまいりますので、そういったことが不要になるというようなメリットもあるわけでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この追加装備に関わって災害対応の位置づけをして、どれぐらいの出動が見込まれるのかということなんですけれども、過去にも災害対応ということで

国の補助を受けて購入をした事例があるわけですが、その出動というのはどれぐらいあったのかお聞きしたいということと、それから、今回追加装備するこの物が幸田町内での荷重装備にならないのかということなんですけれども、どれぐらいのこれも使用が見込まれているのか、その辺についても伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 車両の導入に当たりましては、災害対応ということで国の補助金を導入させていただくということでございます。これまでも同様のケースで車両等の導入をした経緯がございます。本町におきましては東日本大震災、こちらのほうへの出動が過去にあるということでございます。どの程度を想定されるかということでありまして、いづれで何が起こるか分からない現時代でございますので、我々としてはそれを想定するとお答えをさせていただくしかないのかなというふうに思っております。それから、消防車につきましては、現在どれだけを想定するかといいますと、実際のところ、今年になりまして火事が1件もないような状態が続いている、これは非常にうれしいことであるわけでございますけれども、高いお金を払って消防車を仕入れましたが火災がないよという状況にあることは事実でございます。とはいえ、本町の皆様方の生命・財産をお守りする万が一のために導入をさせていただくということでございます。あくまでも件数は少ないほうが良いというふうに想定をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 確かにこの出動がどのぐらい想定されるかというのは、これは遭ってみなければ分からない問題で、そうした災害に備えるということは分かるわけですが、この国の補助を受けて災害対応特殊消防ポンプ車ということで位置づけをしながら追加装備をしていくという、そういうのが荷重装備にならないかということでございますが、その辺をちょっとお聞きしたいなと思うわけでございます。あくまでも別に普通装備でも十分対応できるのか。それとも、やはりこうした追加装備をしなければ災害対応できないのか。その辺はどう判断されたのかということですが、その辺は例えば国の補助がそういう仕様でなければつかないよということで、荷重装備でもやむなしということで今回このような仕様車になったのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 今回この車両におきます装備につきましては、幸田町での災害、こういったものをメインとして想定しているわけでございます。資料でもお知らせをさせていただいております資機材につきましては、どこにでもあるといいますか、一般的な装備品かなというふうに思っております。それから、空気呼吸器ですとか、こういったボンベ関係ですね。これにつきましても耐用年数とかがあるものですから、車両等の更新時期に合わせまして、一部でございますけれども、更新をさせていただくというものでございます。それから、ホース延長用資機材ということで先ほども申し上げました電動のカートでございますけれども、幸田町は狭小地区が多い、それから山道等の坂が多いということでこういったものを導入させていただいているということで、本町にとりましては決して荷重装備とは考えておりません。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の水槽車を1台にしてC D Iに変えていくよということでご

ございますが、この水槽車はかなり大きな車でございますので、その辺でこうした水槽車ではなく、こちらのほうにこれからは切り替えていく、そういうような方向性というのがあるのでしょうか。それとも、やはり水槽車ももう2台は幸田町の装備の中で必要なのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 各消防本部におきましては、人口等、それから面積等、こういったものによりまして、タンク車それから消防車がどれだけ必要かという規定があるわけでございます。幸田町におきましては大型の水槽車が現有2台あるわけでございますけれども、その1車を今回ポンプ車に切り替えさせていただくと。ポンプ車が2台から3台になりまして、保有率では75%まで、1台が25%に当たりますので50から75に上昇するという形でございます。総台数としては変わりませんけれども、水槽車がポンプ車に変わるということでございます。幸田町におきましては、現有を考えますとポンプ車のほうが活動等もしやすく、狭小な道路等にも対応が可能なのかなというふうにも考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、消防のポンプ車が今回は75%になって、水槽車、これが1台になることによって消防の設備の充足率というのはどのように影響してくるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 水槽車におきます充足率でございますけれども、本町におきましては基準1台でございますので、1台残っておりますので足りているという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 町民プールの駐車場の用地取得は地権者6人で、図面を見ますと、別に2名の地主さんが・・・物に売るということで不成立かと思われまます。町民プールの駐車台数は200台となるとありますが、間違いありませんでしょうか。調整池移設により603台から70台減少した件ですが、確認でございますが、まだ交渉はあるのかということと、それから買取価格は1億167万8,900円でよろしかったでしょうか。町民プールは今工事をしております。リニューアルオープンを令和3年4月1日金曜日に駐車場を間に合わせるというお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回取得する町民プールの北側の駐車場用地でございますが、議員お尋ねの部分で、図面を見ますと若干不整形でございます。本来ですと県道側、北側ですね、その部分も交渉はさせていただきました。そうした中で、地権者お二人の方が他に土地利用の計画があるということで今回は御協力いただけないという御回答でし

たので、駐車場を整備するに当たり、南北で出入口を確保することが可能でございますので、今回はこの2筆を外した形での議案上程とさせていただいたわけでございます。これによりまして、駐車台数は議員お尋ねのとおり200台ほど増えるものと承知しております。昨年来、完了いたしました調整池の移設、土地返却に伴いまして、減った台数以上の駐車台数を確保できることで、付近の皆様にご迷惑をおかけしておりました路上駐車も幾分解消されるのではないかと考えている次第でございます。

また、この工事をこれから用地の議案を通過して用地買収させていただいた後、設計をして、また、まとまりましたら工事費をお願いしていくわけでございますけれども、令和3年4月にリニューアルグラウンドオープンを予定しております。その部分までには駐車場としての機能を持たせて開放したいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第43号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） まず、補正予算の関係の別冊であります、11ページの15款総務費、10項総務管理費について、新型コロナウイルス感染症対策用のマスク購入費650万円、これについては職員の福利厚生用という説明でございますが、職員用といいますと、来庁された方からの感染を防ぐ目的かなというふうに思います。マスクにはサージカルマスク、N95、いろいろな種類があると思いますけれども、今回購入されるマスクの種類や企画はどのようなものか。また配付される対象の職員の人数や何か月分ぐらいを予定されているのかについてお伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回マスクの購入につきましては、総務費の職員福利厚生事業において予算を計上してはおりますが、今後も流行が懸念をされる新型コロナウイルスを初めとした感染症の予防のため、また災害発生時における避難者への対応として等、職員用というよりも職員のみならず広く町民全般をも対象とした備蓄用として10万枚余りを購入するものでございます。

お尋ねのマスクの種類につきましては、高機能な先ほど議員からも御紹介のありましたN95等ですとか、サージカルマスクですとか、そのような高機能な医療用、そして防塵対策としての産業用、飛沫防止や花粉対策としての一般用、大まかに3種類マスクについてはございますけれども、今回購入を予定しておりますのは、不織布の3層構造フィルター製の一般用のマスクを予定をしているところでございます。

また、配付の対象人数ということでございますが、先ほど申し上げましたように、職員のみならず広く町民も対象とする場合があるということで、特に人数については想定をしておりません。また、何か月分ですかということについても、職員に限ったことではないですので、特定で何か月分というようなこともございません。ただ、今回は10万枚余りを買うことによって20万枚程度は備蓄をしておきたいなというような考え方をしております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今後の対応も含めてということで理解できました。しっかり十分確保していただきたいと思います。

次に、同じく11ページ、20款民生費、10項社会福祉費につきまして、社会福祉協議会補助金で幸田町老人クラブの補助対象事業の内容、それからこの内容の中で交流事業、これの具体的な内容はどんな内容なのか。それから補助率、それからこの交付時期というか、実施はコロナ収束後というふうになっておりますが、この収束の判断基準はどのように設定されてみえますか、お伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 社会福祉協議会補助金、幸田町老人クラブということでございます。老人福祉センター等の休館に伴いまして、老人クラブの定期的な交流、外出等、活動の機会が大きく失われております。そのことに鑑みまして、交流、外出等の活動の機会を復元することを目的に、幸田町老人クラブ連合会の事務局である社会福祉協議会へ補助金を交付し、交流等の事業を実施していただきます。宿泊施設等でのイベント、昼食、温泉入浴、送迎、交通費等を想定しておりまして、その費用を助成するものであります。補助率は100%、幸田町社会福祉団体活動促進補助金交付要綱、この中では補助金の額を予算の範囲内で町長が別に定める額としており、現在、予算の範囲内で100%の補助事業を準備しております。

事業内容に関する補助要綱は、幸田町老人クラブ連合会の事務局である社会福祉協議会が事業実施要綱を定め本町に補助金交付申請を行うため、現在、実施の詳細を定める要綱を準備中であります。令和2年4月1日現在で、町内の老人クラブは22団体、会員数1,855人で、必要経費は1人当たり5,000円相当で積算をしております。

コロナ収束の判断基準ということでございます。明確な基準はありません。愛知県内及び全国的な新型コロナウイルスの感染状況等から、各種の団体の皆さんが集まることにストレスがなく、社会的にもストレスのかからない状態になったときこそ事業実施できると考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ストレスがなくなったかどうかというのは大変難しい判断ではないかなというふうに思います。当局として責任をもってこの判断をしていただきますようお願いいたします。

次に、福祉医療事業で、こども医療（高校生通院）の関係のシステム改修業務ですね。今回、補正予算で行う必要性があるのかということでございます。令和4年の4月からの実施ということですので、令和3年度の当初予算で十分間に合うのではないかなとい

うふうに思っておりますので、説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こども医療費（高校生通院）のシステム改修に関する費用でございます。システム改修は、子育て世帯の生活を支援し経済的負担を軽減することにより、暮らしを守る取組の一つとしての位置づけをしております。2年後の令和4年度以降の実施を見据えた改修ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け苦しんでみえる子育て世帯の方に対し、新型コロナウイルスへの反転攻勢の中で、子育て世帯の方へ希望を与える未来図を示していきたいと考えております。また、令和2年4月現在、愛知県内10市町村で入通院費の助成が行われているということからも、他に遅れることのないよう準備を進めていきたいと考えております。令和4年度以降の無償化実施を見据えまして、高いハードルもありますが、令和3年度中に岡崎市、岡崎市医師会等との協議調整、それから現物給付に係る周知等を行いまして実現をさせたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 大変良い方向性を持っておられるというふうに思いますが、他都市に遅れないようになどと言ってないでどんどん進めていただきたい。高校生を持つ保護者は、コロナで今が一番大変な時期だというふうに思います。なるべく早く関係機関と調整をして、実施にこぎ着けていただきますようお願いをいたします。

次に、サポートセンター管理運営事業でシニア・シルバーサポート推進事業補助金、これはコロナ対策として各行政区の河川愛護活動を支援するとしております。草刈りが主な事業であります。どのように支援をしていくのか具体的な内容についてお答えをお願いしたいと思います。また、各行政区の河川愛護活動は毎年行われているのであります。今回はコロナ対策ということで初めていただきましたが、地元では毎年危険な箇所をやっているわけで、今回もそういった危険な場所の申請ということで話を聞いております。この危険な箇所ということであれば、これは今後毎年専門業者に委託してやっていただくべきではないかというふうに思っておりますので、その辺お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） シニア・シルバー世代サポート推進事業補助金の内容についてでございます。この補助金の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛されておりました地域の河川愛護活動について、地域のシニア・シルバー世代を活用した事業者業務に業務を発注することで、地域の河川愛護支援とシニアシルバー世代の派遣、活躍の機会、就労等の機会につなげるものであります。

事業概要は、幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会と額田郡建設業組合がシニア・シルバー世代を活用する（仮称）河川愛護活動支援事業作業単価契約を結び、町土木課が取りまとめた地域の要望する草刈り箇所の業務を行う額田郡建設業組合の加入事業所に業務を発注し、幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会が委託料を支払うもので、草刈りを受託した事業所がシニア・シルバー世代を雇用し賃金を支払うものです。草刈り等地域活動支援事業における支援とは、新型コロナウイルス感染症の

影響により自粛されていた地域の河川愛護活動について、各区から要望のあった河川愛護草刈り箇所の一部をこの補助金を活用して業者発注して支援をいたします。なお、幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会の補助金である理由は、この補助事業によりシニア・シルバー世代の雇用の実績につながるからです。なお、額田郡建設業組合で参加見込みの事業所数は12社程度で、1社当たりの事業費は83万円程度を予定しております。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 地域レベルの河川愛護活動を推進し、町民の財産である河川の環境保護に対する意識を高め、散乱ごみを抑制し良好な河川環境を維持するため、これからも河川愛護活動の継続をお願いしてまいります。また、地元からの要望箇所と支援事業として実施できる箇所の乖離は著しく、河川環境の維持には今後も地域住民の協力は必要不可欠であります。危険箇所の草刈りは、親切行政または業者が実施する方法や防草シートの活用、コンクリート張り施工など箇所に応じた対応を検討してまいります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この事業は、地元の河川愛護活動の支援、それから建設業者への仕事の配慮、またシニア・シルバー世代サポート推進協議会の支援という一石三鳥の事業のように思われますが、このお金は一旦シニア・シルバー世代サポート推進協議会のほうへ交付され、実際に今仕事を行っていくのは土木課が担当するというようなことで額田郡建設業組合にお願いをするというような形だと思えます。大変複雑なお金の流れになるのではないかなということをちょっと危惧するわけでありまして、この関係につきまして適正にお金が使われるのか、事業がしっかり行われるのか、その辺をしっかりと観察をお願いしたいと思います。

また、この危険な箇所というのは、誰がやっても危険なわけでありまして、専門の業者がやれば大丈夫ということにもつながらない。やはり、安全対策は万全を期していただきたいとお願いをいたしておきます。

次に、13ページ、20款民生費、15項児童福祉費につきまして、児童手当等支援事業で子育て世代への臨時特別給付金、これはさきの5月14日の臨時会で、国の事業に合わせて予算化して行うべきではなかったのかなというふうに思うわけでありまして、それができなかった理由、またこの交付についてはどのように行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 子育て世帯への臨時特別給付金の関係でございます。こちらにつきましては、児童手当を受給する世帯に対しまして対象児童1人につき1万円を給付するというので、国の第1次補正予算を受けまして5月14日の臨時会におきまして御承認を頂いたわけでありまして、幸田町といたしましても子育て世代を支援できないかということで検討を重ねてまいりました。その結果、国の給付金に幸田町独自の給付分といたしまして、1人当たり1万円を上乗せして合計2万円を給付する方法が良いのではないかなということで、今回の補正予算に計上をさせていただきました。

交付方法でございますが、幸田町から児童手当を支給しております対象者には、6月3日に通知文と案内チラシを郵送させていただきました。この対象者につきましては、申請は不要であります。給付金を受け取らない方は6月17日までにその旨の届出を頂き、6月29日に対象児童1人につき2万円を児童手当の登録口座に振り込みをさせていただくという予定であります。なお、対象者が公務員の場合につきましては、役場や市町村など所属庁から児童手当が支給されておりますので、その旨の証明付の申請書を提出していただき、順次指定口座に振り込むということとなりますので、よろしくお願いたします。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 分かりました。1人2万円、国と合わせていただけるということがあります。なるべく早く交付をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 次に、同じく13ページの25款衛生費、10項保健衛生費についてであります。保健衛生総務一般事業で医療機関支援品500万円、これは藤田医科大学岡崎医療センターへマットレスの寄附をするというふうに聞いておりますが、当初予算で200枚の寄附を行いました。さらに、今回また100枚追加ということになるわけですが、この100枚の必要性について説明をお願いしたいと思います。また、マット以外にも何かありましたら併せてお答えを頂きますようお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 医療機関支援品の必要性はということでございます。医療機関への支援品は、4月7日に開院しました藤田医科大学岡崎医療センターへマットレスの寄附を行うものであります。岡崎医療センターは、待望の三河地方初となる大学病院でありまして、身近に病院ができたことで医療や健康づくり、介護などの新しいテーマに向かって、今後幸田町民も何らかの形で参画できる機会が生まれると考えられます。また、本町は昨年8月、藤田医科大学と地域包括ケアシステムの確立に向けた連携協定を結んでおり、岡崎医療センターは公共性の高い医療機関であり、町民の利便性向上のため支援品を提供するものであります。支援品は、エアウィーヴ製の高機能マットレスでありまして、高度救急医療にふさわしい製品と考えております。御存じのとおり、岡崎医療センターは新型コロナウイルスが感染拡大する中で、横浜港で検疫中のクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号より無症状病原体保有者の乗客乗員及びその同行者を開院前にもかかわらず受け入れております。感染拡大防止のため感染者の受入先確保が急がれる中、厚生労働省からの要請に応えたものであります。大変な思いをされまして無事感染者の受入れを終了したわけですが、その後、藤田医科大学の方との面談等を行う機会があり、病院事情等また支援についてのお話もさせていただく中で、先方が強く必要としている支援品としてマットレスの寄附をさせていただくものであります。医療機関への支援品としては、マットレス以外は今のところ考えておりません。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 分かりました。入院される方が快適な病院生活を送っていただけるためということで理解をしております。

次に、15ページ、40款商工費、10項商工費について、商工業振興事業の飲食店

等応援チケット発行事業であります。商工会議所に委託をして行うという説明でありましたが、郵送業務、これは町が独自でやられるというふうに予算を見ておりますけれども、そのほかの事業1億1,200万円、これは商工会議所に丸投げ状態ではないかなというちょっと危惧をいたしているわけではありますが、この内訳について説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 内訳ということでございます。全町民に対し、町内の飲食店等で使用していただける2,000円の飲食店等応援チケットをまず配付いたします。これは令和2年6月1日現在の人口が4万2,478人、その後の出生、転入者も配付する予定でありますので、チケット代として4万5,000人と計算しまして9,000万円でございます。また、商工会への事務費負担金といたしまして2,200万円ということでございます。こちらはチケットの印刷代、使用可能店舗に対する掲示物の制作、使用店舗からの換金事務、振込手数料などが含まれてございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 大変な業務を商工会議所に委託をするということになると思います。十分調整して間違いのないように実施をしていただきたいと思います。

この応援チケットであります、町民としてはどのような使用範囲あるいは期限、また現金化できるのか、お釣りはもらえるのかというような条件についてどのように設定されておりますか、お伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 町の商工会議所への負担金ということでございますので、応援チケットの利用範囲は幸田町商工会へ加入している町内の飲食店、菓子小売業、パン小売業など約110店舗を想定しております。また、利用期限については、コロナ感染症の状況次第であり、具体的なことは未定ではございます。なるべく町民の方が利用しやすいように、6か月ほどの使用期限としたいというふうには考えております。また、チケットの現金化はできません。1人当たり500円券を4枚、世帯単位で送付させていただく予定でございます。御家庭で利用していただくことは可能ですが、チケットの売買は禁止、使用店舗で釣銭を出すということもできません。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 町民に直接送付していただけるということで、大変ありがたい事業かなというふうに思います。ただ、使い方について町民が迷わないように、なるべく詳しく説明をしておいていただきたいと思います。

次に、同じく15ページ、45款土木費、20項河川費についてであります。河川浚渫工事費1,000万円の対象地域、それがどのぐらいの範囲というか距離ができるのかなどについて説明をお願いしたいと思います。また、これを実施するには、新たな申請を取るのか、あるいは従来からの要望箇所のみで1,000万ってしまうのか、この辺の状況についてもお答えをお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 河川浚渫工事費については、今回の補正予算でお願いさせて

いただいております1,000万円と当初予算でお認めいただいた河川改修事業の工事費のうち2,000万円の計3,000万円での事業実施を予定しております。対象河川につきましては、町が管理しております準用河川及び砂防河川のうち、各区からの要望河川や市街化区域を中心とした住宅地周辺を中心に土砂の堆積が多く見られる河川の浚渫実施を予定しております。現在考えておりますのは、石川、光明寺川、尾浜川、菅師川、須美川、前野川、西谷川などであります。実施距離については、堆積土砂の量により延長が決まるため、一概にお示しすることは難しいですが、昨年度からの実績から算定しますと約1,100メートルほどの延長の実施となります。基本行政区要望箇所より選定いたしますが、要望の有無にかかわらず、堆積と見られる河川は実施予定であり、新たな要望の提出は必ずしも必要ではありません。しかし、我々河川管理者が気づいていない箇所があるかもしれません。また、次年度の浚渫の計画もしたいと思っておりますので、情報提供をいただければ幸いです。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 河川浚渫工事費、先ほどお話がありましたように、当初からの予算を入れると3,000万円事業ということになります。大変地元にとってはありがたいことだというふうに思いますが、これだけの予算をこなしていくとか実施していくためには大変な労力だろうなというふうに思うところがあります。また、やっていただく業者の方、あるいは残土処理などいろいろなことでちょっと心配するところがありますが、その辺については大丈夫なのでしょうか、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 発注の方式につきましては、町内の多くの業者が入札できるような発注形態を計画しておりますので、問題ないものと考えております。残土処理につきましては、地元において処分地を用意していただける区につきましては運搬及び整地費、そうでない河川につきましても適正な処理が行えるよう積算し発注を行う予定であります。ただ、該当河川近辺で残土処分地を確保できますと運搬費が安価となり、結果として多くの延長を浚渫対応することができます。この点につきましては、行政区への協力をお願いしてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ありがとうございます。今年の予算は一般会計12億という増額をしていただきました。コロナ対策でまた非常に多くの事業がきております。どの部署においても大変なことというふうに思うわけですが、ぜひ職員の方は健康に留意され、また全庁的な体制づくりをしてこの事業を乗り切っていただきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

次に、同じく15ページ、55款教育費、15項小学校費と20項の中学校費についてであります。GIGAスクールパソコン購入費1億1,200万円ですが、これは見ますと国費が2,745万円ついておりますが、非常に補助率が25%以下というふうになっております。この事業は国が進める事業でありますので、国は50%、地方交付税30%で80%ぐらいの補助事業というふうに言っていたと思っておりますが、余り

にも低い補助率であります。これについて説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） お尋ねのG I G Aスクール構想におけるパソコン購入費でございます。今回G I G Aスクール構想における端末としてタブレットを購入する予定でございますが、補助上限額が1台当たり国の試算で4万5,000円と決められております。端末本体につきましては、この4万5,000円でおおむね充当できるかと思いますが、端末本体だけでは動きませんので、設定費用やソフトウェア、アプリケーション、その他諸費用がかかりますので、なかなか補助金だけでは導入できないというところがございます。また、補助の対象となるものが児童生徒が使用する端末のみとなっておりますので、今回は合わせて教員分も導入をいたしますので、それについては補助の対象から外れてしまう。加えて、児童生徒の3分の1については地方交付税措置ということでございますので、本町におきましてはこれも対象とならないということになりまして、今回の補助対象は残りの3分の2となっているため、補助額は児童生徒数の3分の2掛ける4.5万円というような計算になろうかと思っております。結果的に、見かけ上の補助率は低くなってしまいうということになります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） これのやることはよく分かりました。この一人一人に配付をしたメリット、それから子どもたちが使うわけでありますので、これは故障をしたときはどうするのか、そういったこと。あるいは、5・6年と中学校1年生のみなのか。この辺の状況について説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 児童生徒一人一人に配付するというのがG I G Aスクール構想の最終目標でございます。今回、導入するこの一人一人に配付するというメリットにつきましては、児童生徒一人一人の反応を踏まえ双方向的な一斉授業が可能となるほか、個々の学習状況に応じた個別学習の実施などが上げられるのではないかと考えます。学習指導要領におきましては、学習の基盤となる資質・能力に位置づけられた情報活用能力の向上、こういったものが見込まれるのではないかと考えております。それで、自己対策でございますが、当然機械でございますので、落としたりなんかそういう不手際がございますと破損するというようなことがあろうかと思っております。そういったことに備えて予備機の導入をしていきますので、予備機を導入する理由は、毎年毎年入学してくる人数は一定ではございませんので、そういった部分を吸収するため、そういった意味もあります。予備機で対応するというところがございます。また、小学校の今回は5・6年生と1年生というところの導入でございますが、これは昨年度国がG I G Aスクール構想を打ち出した時点でのロードマップにおける最初の導入学年というところがございます。今回、国が令和2年補正予算において前倒ししてというようなことを言い出しておりますので、残りの学年については早い時期にまた対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 前倒しとなり、今後の対策がよく分かりました。ありがとうございます。

ます。

次に、17ページ、55款教育費、25項社会教育費についてであります。図書消毒機購入費115万円ですが、これはどんなふうにして使うのか、必要性あるいは能力、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、図書消毒機の購入を計上させていただいております。これにつきましては、現在図書館で使用している、6月2日から貸出しを再開したわけですが、貸出しから返却される図書については職員が一冊一冊消毒をして、本棚に返しております。しかし、その後いろいろな方が触られることもあろうかと思えます。そういった図書を貸し出しするに当たって、より清潔でより安全な本を利用者に提供するために、利用者御自身で貸出し手続後に機械にセットしていただいてスイッチを押していただくと、これが紫外線の照射により殺菌をするような、そのような構造になっております。同時に送風機能もあってページをぱらぱらぱらっとやるような、そんな感じで図書が消毒されるというイメージかと思えます。これにつきましては、一度に6冊までの本を消毒できるということで、紫外線と送風により殺菌を30秒から1分間ぐらいで処理できるというような能力を持っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 大変便利なものがあるなということは思いますが、図書館というところは密閉された状態で不特定多数の方が来館されます。菌が非常に蓄積されやすい環境だというふうに思うわけでありますので、空気中の菌をなるべく早く殺菌する加湿器のようなものがあるということを知っております。この殺菌剤も、プールを殺菌するジクロロイソシアヌル酸ナトリウムという薬が有効だということも知っておりますが、まだいろいろなそういった電解水など、今は研究段階じゃないかなということも思うわけであります。いろいろな情報を察知されまして、ぜひ館内が清潔であるというような状況を作っていただけるようお願いしたいと思います。いかがでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、館内がより安全である環境を保つことは必要なことだと感じております。ウイルスを予防する観点では、室温20度以上、湿度50から60%であることが望ましいと。図書館における図書を保管しておく環境としては、低温・低湿度が望ましいというところで、若干相反するようなところがございます。そういったことから、議員がおっしゃるように殺菌効果があるというような説もいろいろ出ておりますし、ただ、近年、つい最近になりまして、この消毒用のものを噴霧するというのがいかななものかというようなことで文科省から注意喚起も出ておりますので、ちょっといろいろな情報が錯綜しておりまして、私どもとしてはより安全なものを検討してまいりたいと思っておりますので、様々な情報を注視する中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） ここで質問者に申し上げます。

発言時間が残り1分を切りましたので、よろしくをお願いいたします。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ありがとうございます。いろいろ検討、お忙しい中ではありますが、検討をよろしく願いいたしまして私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、4番、鈴木久夫君の質疑を許します。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 20款民生費の社会福祉協議会補助金950万円につきまして、先ほど足立議員からも、質問に対してのお答えとダブるようなこともあるかと思いますが、この当該補助金に関しては幸田町老人クラブに対して、コロナ感染収束後、町内における宿泊施設での交流事業への助成として社会福祉協議会に1人当たり5,000円の約1,900人の補助がされていくということであります。

まず、この老人クラブの補助金の目的とその成果についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 社会福祉協議会への補助金、老人クラブへの補助金の目的と成果ということで御質問を頂きました。

先ほど来、申しましたように、老人福祉センター等の休館で、老人クラブ会員の交流等が制限されておりますので、コロナの収束後に宿泊施設等でのイベント、昼食、温泉入浴、送迎交通費等を想定しまして、その費用を助成するものであります。この事業の実施によりまして、新型コロナウイルス感染拡大前のような活気ある幸田町老人クラブの活動を取り戻したいというふうに考えております。

事業実施に当たりましては、町から社会福祉協議会へ補助金を交付しまして、社会福祉協議会が実施主体となり、幸田老人クラブ連合会と調整し、具体的な事業内容を検討します。

この事業については、直接的には老人クラブへの補助ということになりますけれども、間接的には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて苦勞をされてみえます各事業者、これが宿泊施設の事業者であったり、交通事業者等であったり、こういった方たちをよみがえらせるための補助金としての役割も担う事業と考えております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 町内公共施設の休館によりまして、老人クラブの活動が制限されたということで、クラブの活気を取り戻していくための補助であるということでの答えでありましたが、私としては今回の助成につきましては、幸田町の老人福祉の観点からも、特に異論があるわけではございませんが、しかし、幸田町内には65歳以上という方は、高齢者の方は約9,000人いらっしゃいます。そのうち老人クラブの加入者というのは1,900人、老人クラブになかなか入ってこれないという、そういう結果でもあるとは思いますが、割合としては21%が老人クラブに加入されているという現実であります。

そして、先ほど社会福祉協議会に補助金を出していくということでありましたが、ここで協議会が所管している老人クラブ以外の団体というのもございます。例えばいきい

きサロンですね、これは26団体、その内容としてはお茶、お話、ゲーム、閉じ籠もり防止、認知症予防などのそういう活動を協力者と一緒にされているわけでありまして、会員が743名、協力者136名で合わせて879名が所属されておりまして、年間の参加者数の延べ人数ということになりますと8,100人が活動してみえる。そのほかにもげんきかいというのが6団体別にあります。

これらのボランティア団体は、主に町内の公共施設で活動をされておるという実態がありまして、今回のコロナによる老人クラブ同様、活動の制限はされたと聞いております。その制限された高齢者の方たちは老人クラブに加入されていない方の高齢者もおられるということではあります。

このいきいきサロンの運営に当たりましては、財源的には1団体で年間2万円という中で延べ参加者1人100円というのが社会福祉協議会から支給されておるということをお聞きしました。いずれにしても少ない資金でやりくりされているなどという実態があって、例えば弁当代とか、材料費、そんなものも参加者の実費徴収でやってみえるようであります。この内容では運営は現実大変だなという実感は私は持っておりますけれども、関係者の方から特に不満があるということではありません。関係者の方は楽しんでやってみえるということではあります。

しかし、このような実態がある中で、今回老人クラブへの助成、これをとやかく言うわけじゃないんですけども、同じ高齢者間のバランスという点から見ると少しバランスがとれていないというのが私の実感として思っておりますので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 幸田町の老人クラブの状況ですけども、会員数の多い地区としましては上六栗地区が159名、4月1日現在で見えます。それから、会員数の少ない地区としましては海谷地区で15名ということであります。今、議員御指摘がありましたように、令和2年4月1日現在の65歳以上の人口ですけども、これが9,000人近いということの中で、老人クラブに加入されている方は大体2割程度ということではあります。

いきいきサロン、これは社会福祉協議会が独自、単独の事業として行っているものがありますが、老人クラブと重複されている方が、ざっとでありますけれども7割近くおみえになります。それから、げんきかい、これは町が包括支援センター、社会福祉協議会のほうに委託している事業で、地域ごとに行われております。こちらについてはおおよそですけども、半分程度の方が老人クラブと重複されておるということではあります。

こういった状況の中で、他の老人クラブ以外の他の団体とのバランスといった観点ではとれていない部分もありますけども、どちらの団体も対象とした場合、同じ方が複数の対象になるという課題も見えてまいります。

幸田町老人クラブ連合会の状況は令和2年4月1日現在、22地区の総会員数1,855人で、平成30年度に比較しまして58人、約3%加入者が減少の一途をたどっております。65歳以上の高齢者が増加する中で、その一方、加入者が減少している課題、こういったものがございますので、まずは一番大きな団体の加入者の維持に努めて、そ

の活動を復元、元に戻すために今回は老人クラブを対象とさせていただいております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 分かりました。いずれにしても老人クラブ以外のそういう団体の方全員ではないんですけど、老人クラブ、羨ましいねという話は少し聞きましたので、ちょっと声を、質問させていただきました。

それで、この老人クラブの交流事業というのは、先ほど言われた町内の宿泊施設、それは特定されてきますよね、2か所あると思うんですけど、実質というのは1か所だと思いますが、そこで限定をされておるといって何となく理由は分かりますが、改めてその理由をお答えを頂きたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 老人クラブ以外の団体ということで、こちらの補助の今後の在り方を含めまして、社会福祉協議会ともお話し合いをして考えていきたいというふうに思います。

それから、町内の宿泊施設に限定した理由はということでございます。

まず、第1に、町内の事業者の支援をしたいということです。

それから、コロナの収束後であっても、多くの方が今後はコロナと共存を余儀なくされます。この新しい生活様式の中で、3つの密を避け、ゆっくりとくつろげる空間で事業を行うことが必要と考えたからであります。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 分かりました。ただ、一部の老人クラブ、22団体ございますので、様々な人数構成、あるいは地域性の問題、いろいろあると思います。中にはそういった宿泊施設はちょっとどうかなという団体も若干は出てくるんじゃないかなと。ある意味強制的にやられるとトラブルにもなりかねませんので、その辺はある程度柔軟な考え方を持って、先ほど来出ている町内の飲食店への支援にもつながりますので、近場でやってもいいんだよという程度のそういう柔軟な考え方は持ってみるかお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 他の町内飲食店でも利用可能とする考え等々であります。

多くの会員数を各地区の老人クラブの方が抱えておられます。そういった中で、できれば大きな会場を持つ施設ということで想定をいたしておりますけども、実施に当たっては、幸田町老人クラブ連合会と社会福祉協議会とで他の飲食店での開催について調整ができるのであればそちらのほうで開催していただいて、いろいろ運営のほうは柔軟性を持っていただいてもいいかというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ありがとうございます。またそのように調整をお願いをいたしたいと思います。

続きまして、40款商工費で、飲食店等応援チケット発行事業負担金1億1,200万円ですね、この件につきまして、先ほど回答がありました、期限については6か月、それから、町内の飲食店というのは商工会加入商店の110店舗ということをお聞きしました。

それで、このチケットについて、非常にありがたいと思うわけでありますけども、町民の方もいろいろ健常者からいろんな方がみえますので、そういった方々が実際に使える、100%使い切っていくことは不可能だと思っておりますので、特に飲食店で、商品を買うわけじゃないので、自分が行かないかんということだと思えます。そうしたときに、家族の方とか、あるいは、他人も含めてチケット、先ほど売買は禁止ということですから、有償譲渡は駄目、じゃあ、無償譲渡はいいんですかということをちょっと確認したいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 家族内でのチケットを有効に活用していただくということで、基本的には家族内で使っていただきたいということでございます。他人への譲渡や売買はこれも基本的には禁止ということで、赤の他人に渡すということは基本的にはやめていただきたいなということでございます。

ただ、これもまたどうやって証明するかというか、それはなかなか分かりませんので、基本的には御家族で使っていきたいということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 分かりました。他人には基本駄目ですよ、家族の中で使ってくださいということで了解をいたしました。

それから、近隣の状況はどうかというのは資料が出ておりますので、これは結構であります。

続きまして、50款の教育費の関係です。

備蓄用レトルトカレー75万円という補正がされております。これにつきまして、今後の給食センターの閉鎖、感染症を想定してのことだと思えますけども、今までにないそういった感染症に対して、万が一の給食材料というんですか、5,000食という大変な量になりますけども、レトルトカレーを備蓄されると。カレーは子どもの好物であると思えますので、その選定はいいかと思えますけども、まずお聞きしたいのは、賞味期限がいつまでであるか、消費期限といたらいいか、どちらでいくのか分かりませんが、あと期限前にはこういったカレーは給食に提供をして、少なくとも廃棄するようなことは絶対ないようにしていただきたいと思えますけども、まずその辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねの備蓄用のレトルトカレーでございます。

このカレーにつきましては、議員おっしゃるように、今回のコロナウイルスのような感染症で突然給食センターが朝運営できないというような状況になった場合に、各学校には御飯とか、パンとか、そういったものが届いてしまいます。それに対応するために、まずは最低1食分は各学校に配備をして、不測の事態に対応できるようにしたいというところが意図でございます。

このレトルトカレーの賞味期限でございますけれども、一応メーカーは3年ということをおっしゃっております。3年で常時買い換えていくというような感じですがけれども、当然のことながら廃棄するというのは非常にもったいなくございますので、そういった賞味

期限が近くなりましたら、防災学習というような形での給食の取組をいたしまして、カレーを食べる機会を給食の中で設けていくと。こういうランニングストックの発想で順次消費、購入というような、こういうローテーションがとれるような形にしていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 基本的に給食センターの閉鎖時に備えていくということで、それはそれで大変重要なことだなと思っております。

しかし、自然災害、特に議会でもよく言われておる南海トラフのそういった地震の際に非常食として避難所へ届けるようなことも必要が、こういったものをテイクアウトを流用すると、それを避難所とのスムーズな連携は防災行政とよくその都度、その都度連携をして、教育委員会の中だけでの処分ということになるような縦割り行政は絶対やめていただいて、横の防災行政との連携をよくとって、この5,000食がいろんな意味で有効な活用ができる、そういうことが大事ななと思っておりますので、その辺のことをよく頭に入れて行政運営していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねの災害時の活用でございます。

本町の体制といたしましては、防災安全課が主軸となって、災害時の対応することになろうかと思えます。また、備蓄資材につきましては、消防の予防防災課が主に担当しておるところでございます。

今回、私どもで購入するレトルトカレーにつきましては、各小中学校に配備するものでございますので、当然各小中学校の体育館は避難所として指定しておるものでございます。そういったことを今予防防災課、防災安全課で管理しておる備蓄資材の保管状況のリストの中に私どもで入れたレトルトカレーを加えていただいて、もしもの災害のときには十分それを活用していただくというような横のつながりをしっかりとした対応をしてみたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木久夫君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番、都築幸夫君の質疑を許します。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） コロナ対応事業につきまして、事前要求資料をまとめていただきまして本当にありがとうございます。コロナ対応の他市町村の動き、そして、幸田町の対応は非常によく分かりました。ありがとうございました。

それでは、第43号議案について質問させていただきます。

20款、10項社会福祉費、シニア・シルバー世代サポート推進補助金について、具体的にどのような支援をするかについては、先ほど足立議員から質問されましたので、

1つ目の質問は省略いたします。

この件に関して残りのもう一つの質問で、今回の事業に関しまして、シルバー人材センターとの関係はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） シルバー人材センターとの関係はということでございます。

シニア・シルバー世代サポート推進事業補助金、こちら草刈り等地域活動支援事業でありますけれども、額田郡建設業組合と仮称、河川愛護活動支援事業作業単価契約を結びまして河川愛護事業を発注する計画をしております。このため、シルバー人材センターに委託するという事はないため、この事業との関連はございません。

本町との関係におきましては、幸田中央公園の草刈りでありますとか、相見駅周辺の草刈りなど、業務委託する関係があります。

また、シニア・シルバー世代サポートセンターとの関係という意味におきましては、シルバー人材センターは60歳以上の方を会員として登録し、主にシルバー人材センターが受託する草刈り、剪定、施設の清掃などを雇用関係とは異なる会員が行うという活動を行う公益社団法人であるということでもあります。

それに対しまして、シニア・シルバー世代サポートセンターは、幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会が雇用する職員が活動する事務所でありまして、その職員の業務としましては、町内の55歳以上のシニア・シルバー世代として御活躍いただける方を発見すること、55歳以上のシニア・シルバー世代の方を雇用したいと考えている企業を発見すること、また、55歳以上のシニア・シルバー世代の方の中にボランティア、会社の設立などの起業をしたい方がある場合はそのコンサルティングを行い、その実現を支援する業務を行うもので、60歳以上で活躍したい方の中にシルバー人材センターの活動に関心のある方がみえれば、シルバー人材センターの会員登録についても推進することができるものと考え、そういった関係でございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。今回の事業に関してですけれども、今直接は関係ないということでした。しかし、何らかの関係があるのではないかと思いますので、そうであればぜひ調整していただきまして、お願いしまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

40款商工費、15項商工費ですね、特産品新メニュー事業負担金についてであります。

この事業は新型コロナウイルス対策の50の施策にあるわけですが、この事業がコロナ対策で求められる背景、そして、この事業の実施内容、そして、その期待する効果についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） この事業の主体といたしましては、町の商工会でございます。その負担金ということですが、本年4月に商工会にて実施いたしました新型コロナウイルスによる影響調査によりますと、飲食業の売上げと客数が大きく減少している結果がございました。コロナ感染症に伴いまして、外出自粛に協力していただいた町

民の方々へということもございますが、昨年度より商工会のほうのうまい〜もん創作委員会にて開発に取り組んでいる幸田町の新グルメメニューであります幸田角煮バーガーやOMOTENASHI井を対象に町内の店舗にて利用できるお買物割引券などとして還元できるような、そういった仕組みを現在検討しておるという状況でございます。

特産物メニューを通しまして、町民の方々が町内の店舗、アフターコロナも含めましてさらに利用していただける取組を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。この事業につきましては、コロナとの直接の関係は見受けられないように思うんですけども、この事業への効果が十分に発揮されますように期待しております。よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 町といたしましても、商工会と連絡を密にし、飲食店を初め、地元商店街、商店の活性化に努めてまいりたいと思います。

また、国の2次補正であります、G o T oキャンペーンなど、大型予算案の中にもこういった観光、飲食、イベント、こういった取組に対しての補助メニュー等があるという情報がロケツーリズム協議会のほうからも情報が届いております。今後とも鋭意取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いします。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） よろしく願いいたします。

次の質問でありますけども、55款教育費ですね、15項小学校費、25項中学校費のG I G AスクールPC購入費について質問いたします。

このG I G AスクールPCの導入を幸田町の場合、今回全学年同時ではなくて、小学校5、6年、中学生は1年生を他の学年に先行して導入するということでもあります。事前要求資料、整理していた、見ますと、近隣の市町村は全て全学年同時に導入するということではありますが、幸田町については同時ではなく、なぜ分けて導入するのか、この理由についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、国が進めるG I G Aスクール構想でございますが、当初国は5年間での全ての1人1台パソコン、タブレットの整備を考えておったものでございます。

今回、令和2年の国の補正予算によりますと、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる影響で、早期に前倒しをして実現するというところで、国は全学年への補正予算対応ということをお願いしております。

しかしながら、本町において、事務手続上の問題等により、今回は当初の国のロードマップでございます、初年度小学校5年生、6年生、中学校1年生というような3学年についてのみまずは導入するというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、残りの小学生1年生から4年生ですね、それから、中学2年、3年についての導入時期についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 残りの学年、6学年ございますが、それにつきまして、文部科学省は令和2年の補正予算において、全学年への前倒しの導入とっておりますので、本町におきましても、早期に全学年への導入というふうに所管は考えております。次回になるか分かりませんが、補正予算において、事務手続上のものを整えて、計上をさせていただきますたいと考えている次第でございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） コロナ問題は2次感染、3次感染、心配されておまして、今後、長引くのではと言われております。

そういった中でパソコンを使ったオンライン事業といった、そういった活用が大いに今期待されているわけでありまして。児童生徒全員が早く活用できますように、そして、1人1台端末というキャッチフレーズでこれを進めておるようですが、早急に導入されますようによろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

既に40号議案で教員用のノートパソコン90台、そして、1,043万9,000円、これでもう入札されておるわけですが、これが今議会で承認されれば本年度中に教員用のノートパソコンが配備されると、購入されるということになります。今回GIGAスクールPCでも教員用に全員ノートパソコンを購入されるということになっておりますが、その結果、教員は新しいパソコンを2台所有するということになるんですが、その必要はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、全学年への1人1台端末についてでございます。

国はICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現すると申しております。この国の方針にのっとりまして、本町といたしましても全学年の児童生徒に1人1台の端末を導入してまいりたいと、早期に実現してまいりたいと考えております。

それから、教員用のノートパソコンを更新、これは定期的に分けて、全教員のやつをローテーションで買っているわけですが、今回導入するGIGAスクールでのPCとダブるんじゃないかというような御質問かと思えます。

今回、教員用ノートパソコンとして購入をさせていただくものにつきましては、ノートパソコンでございまして、通常の公務、事務的なものに使うものでございます。職員室に据置きをするノートパソコンでございまして、個人情報等の取扱いもでございます。GIGAスクールで導入する教員用の端末につきましては、タブレット型のものを想定しております。このタブレットにつきましては教員側から生徒への教材の課題提示、児童生徒側から教員側への課題や製作物の提出など、双方向でのやりとり、プログラミング授業における活用、このようなことを想定しておりまして、校務用で先生方が事務で使われるものと授業で使うものと明確に分けて対応するためでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 今の説明、パソコンの必要性がよく分かりました。それぞれの用途

に合わせて効果的に使っていただくようお願いいたします。

次の質問ですけれども、55款教育費、20項中学校費、家庭学習支援、図書カード配付について質問いたします。

議案書、これを見ますと、図書カード、送料58万円が計上されております。図書カードを学校からの配布であればこの送料58万円はかからないわけでありまして、それと、町内の中学校生徒全員に配られるということでありまして、この事業は学校教育への補助の一環だというふうに私は思うわけでございます。そういったことから、先生のほうから、学校のほうから家庭学習支援の図書カードだと気持ちを込めていただいて、生徒に渡されたほうがいいのではないかと思うわけですが、この家庭郵送される理由についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、私どもが中学生への図書カードを郵送するという理由でございますが、図書カード1枚が1万円と高額なものになります。これを各学校の先生から手渡しということになりますと、まずは学校でまとめて何百万円もの金額に相当するカードをお渡しし、それを管理していただかなければならない。こういったことに対する先生方の事務負担が増えます。

また、生徒一人一人に1万円の図書カードを配付、学校で配付ということになりますと、学校から御自宅へ帰るまでの間にあらぬ事故に遭ってもいけないという心配から、そういったことを考えますと、郵送において確実に各御家庭、生徒へお届けするというのが一番有効ではないかと。この図書カードにつきましては、幸田町からのメッセージも添えて配付する予定でございますので、この図書カードの配付する意味、また、中学生を応援するメッセージを添えていくということで、十分郵送においても趣旨は伝わると考えます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 分かりました。図書券が大変高額であって、管理が難しいということで理解をいたしました。

次の質問であります。他市町村を見ますと、この事前の資料にも調べていただいたように、近隣の西尾市では小学生、中学生に3,000円の図書券が配られるようであります。しかし、幸田町は小学生はなくて中学生のみ配付されるということになっておるんですが、率直な疑問でございますが、なぜ中学生のみ配付なのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、なぜ中学生のみを対象としたかというところでございます。

今回の新型コロナウイルスの感染症予防に関しまして、学校においては3月から3か月間休校になってしまったというところでございます。この3か月間の遅れを取り戻すという意味、また、中学生はもうすぐ高校受験を控えておるということ、特に3年生はでございますが、1年生にしてもすぐにもう高校受験は来ることがございます。そういった意味で、家庭におけるこの学習の遅れを何とか図書カードを利用して有益な

図書を購入いただくことによって取り戻すことができないだろうか。当然学校でも支援はいたしますが、それぞれの御家庭においてこれをまた有効に使っていただければさらなる効果が出るのではないかと。ところで、まずは中学生についてこの支援の手を差し伸べさせていただくということで御理解願います。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 中学生は高校受験を控えているということで、有効に使ってもらうということで理解いたしました。

それでは、次の質問であります。今回の図書券は中学生の家庭学習支援ということで、中学生生徒全員に1万円という図書券が配られるわけでございます。この図書券1万円は中学生にとって大変高額な金額、高額だと思います。

それと、この事業は学校教育への補助といいますか、そういった教育の補助の一環だと私は考えます。そういったことから考えますと、この中学生が書籍を購入して、いかに学習に役立てたかを確認しなくてよいのでしょうか。例えば、購入した書籍について、報告、学校に報告するとか、そういった必要はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） お尋ねの図書カードの活用方法についてでございます。

まず、この図書カード配付に当たりまして、先ほども答弁いたしましたとおり、この配付の趣旨を示した書面、また、生徒への応援メッセージを添えたものになっております。そうしたことから、十分この町の配付する趣旨は御理解いただき、この有効な図書を購入いただけるものと考えております。そういったことから、特に報告を求めるまでもなく、当然有効に使っていただくであろうということで生徒を信頼しての対応でございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 了解いたしました。中学生の皆さんには図書券を家庭学習支援に有効に活用していただけるように願っております。

次の質問に行きます。

55款教育費、25項社会教育費ですね、の施設内休業要請協力金についてお尋ねいたします。

これに該当する店舗は、町民会館内に店舗を構えますカメラと伺っております。この店舗に対して国の休業要請協力金との関係はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、このコロナ対策といたしまして、町民会館の中に入っておりますカメラの協力金を支給することに対する国の協力金との兼ね合いでございます。

今回のこの国の協力金によりますと、これが愛知県と幸田町がこの協力金に関しては折半をするような形になっておろうかと思っておりますが、営業時間の短縮をした場合が支給の対象となるということで、その短縮の基準が、食事提供施設における営業時間の短縮については朝5時から夜20時以降の営業を行っていた事業者が短縮をした場合に限るという、そういった基準がございます。残念ながらこのカメラは午前7時から午後8

時まで、20時までの営業でございまして、この規定によりちょっと国、県との協力金の支給の対象とならないというところがございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 今回の施設内休業要請協力金につきまして、国の休業補償との関係で後々問題にならないように注意して実施していただきたいなどお願いいたします。

次の質問に行きます。

75款の予備費について質問いたします。

現状、現在の予算の予備費ですね、3,000万円でございますが、現在までの使用状況とその残額についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） カメラへの休業要請協力金につきましては、幸田町が独自に県が休業要請をする前の4月10日よりお願いをして、実際には4月14日から5月31日までの休業を行っていただいたと。この町の要請に基づくものというところがございますので、それなりの交渉を重ねる中で休業に応じていただいたというところがございますので、他の商店種とは若干意味合いが違うというところ、それが批判にならないように私どもとしても注視してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今予備費の執行につきまして御質問を頂いたところでございます。

令和2年度当初予算におきまして、予備費は3,000万円確保しておるところでございます。現在までの使用状況ということでございまして、内容的にはほぼコロナ対策に対します支出というものでございまして、マスク、消毒液などの衛生用品ですとか、社協への補助金支出、庁舎改修など、こういったものを含めまして2,591万6,000円ですので執行率でいえば86.4%ということでありまして残額はほぼ400万円ということで、408万4,000円が残であるという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 予備費の残額がコロナの関係であと3,000万円のうち400万円ほどしか、残り少なくなっているということは分かりました。今回の補正予算でさらに5,000万円が計上されております。これで本年度の予備費は計8,000万円になるわけでございますが、予備費としては例年に比べるとかなり高額になると思いますが、そこで、今回の追加補正予算、予備費ですね、5,000万円についての考え方についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 予備費におきましては、例年予見しがたい歳出予算の不足に充てるため、用途を特に決めていない財源のことでございます。予算に計上しなければならぬということの使用未定ということの財源として計上しておるところでございますが、予見しがたい歳出の予算の不足ということでありまして、やはり解散による選挙の費用ですとか、あるいは急な災害によります災害復旧のこういったものを充てるということが主な狙いでこの予算のほうは確保しておるところではございます。ですので、も

う既に今回はコロナ対策というところでほぼ9割近い部分を支出してしまっておるということでもありますので、まずは今後のこういった通常の目的におけます予備費を確保していかなければならないということで、まずはその分3,000万円は確保していかなければならないということで計上させていただいております。

そしてまた、この新型コロナウイルス感染症対策も緊急事態宣言は現在解除はされておるといふところではございますけれども、今後も感染状況ですとか、あるいはさらなる経済支援の動向など、こういったものが必要な場合に直ちにこれが対応できるように財政の支出が求められることもあるということでもありますので、そのための分といたしまして2,000万円という考え方を持ちまして、合わせて5,000万円をという額で今回補正予算をお願いしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） コロナの問題、これから2次、3次、感染の可能性があつて、大変長引くと言われておるわけですが、このコロナの問題は事が起きますと、その変化が大変早くて、また、予測のつかないような面がございます。町民のために必要なものであれば議案説明会で説明されましたようなちゅうちょなく実施するのではなくて、しっかりと判断していただいて、迅速に、効果的に実施していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） こういった、いずれにしてもコロナ対策も含めまして、急な町民の方々の安全・安心を守っていかなければならない、こういったときのための費用として計上させていただくものでございますので、その必要に応じまして直ちにこれを支出しまして、対策のほうに努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今回の補正予算の中の一番メインとなっているのが新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、50の施策というものが出されている中がほとんどを主で組まれており、これは非常に今後町民の生活維持を含めて、非常に有効、あるいは勇気づけられる施策ではないかというふうに私は思っておりますが、一般的によく言います、悪い言葉で言うと便乗という言葉がよくありますけれども、こんなのあるんじゃないのという声が既に私、自分のいる地区からもちらちらと声を聞きます。そういった意味で、そういった誤解を払拭するためということで今回質問をさせていただく次第です。

一応、補正予算関係資料の13ページのところで、右代表的に2件ばかり挙げましたけれども、35款10項20目の園芸振興会補助金、それから、もう一つの35款10項25目畜産組合補助金、おのおの100万円と50万円、これは一応補正予算の中に計上されていますけれども、コロナウイルスとどういふふうに関係があるのかどうか、

コロナウイルスのためにこういうところに補助金を出さなきゃいけない理由というのが、一応感染防止活動を後押しするための経済的支援を目的というふうに書いてあります。非常にちょっと漠然として分かりづらい。町民はそういった私のほうにもちらっと言ってきた区民に対して、この文章だけだと皆さん納得できないと、ちょっとよく分からないというのが本音であります。したがって、もうちょっとかみ砕いて、具体的にこうこういう理由でこういうことで補助金を出さないという組織に対してはいろいろとコロナ対策で影響を受けていると、だから、出すんだよというようなちょっと具体的な説明を補足的にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本補助金の背景や概要等について、少し長くなりますが、具体的に説明させていただきたいと思います。

食料の大部分を輸出に頼る日本の状況下において、コロナウイルスの感染収束が見られない中、一部地域において買いだめが起こって、スーパーから一時お米がなくなったこともあるということで、消費者の食に対しての不安がますます高まっております。

こうした中、農業者には農産物等を安定的に供給していくことが求められております。農林水産省が定めた農業における新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインによりますと、新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられており、2020年4月1日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告はされていないものの、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、農業関係者においては事業の特性を踏まえ、3つの密を避けるための必要な対策を含めた十分な感染拡大対策を講じるよう、お願いがされているところであります。

まず、園芸振興会補助金についてでございますが、本振興会の多くの団体はあいち三河農協を通じて共同で選果、出荷しておりますが、選果場においてもマスク等の不足により感染予防対策が徹底されていない状況も見受けられるところであります。ガイドラインによれば、一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応は取る必要はないとのことでございますが、園芸振興会の団体の中には、イチゴや促成ナス、柿、桃、イチジクなど、いわゆるハウスものを行っている農家も多く、一旦感染してしまうと、ハウス内の消毒等に費用や時間を要し、結果として出荷できないばかりか、濃厚接触者についても自宅待機になどの感染防止措置とされてしまいます。屋内で作っている農家であっても、一人の感染がSNS等による風評被害によって産地全体への影響も懸念されるところであります。このため、産地を守り、安定した供給を行うため、農業者、その家族、関係者に感染を出さないため、ガイドラインに沿ったコロナウイルス対策に対する予防の取組を進める必要があります。

具体的には、農業者に対してのマスクや消毒液などを配布し、家庭での感染予防を進めるとともに、農業用施設、共同の出荷施設、会議室などに消毒液を配備するとともに、ドアノブ、テーブル、机、椅子等、人がよく触れるところや共同の道具など、拭き取り清掃に必要な資材の購入をしてもらうことを考えております。

補助をしていく団体につきましては、町の特産であるイチゴ、柿、夏秋ナス、促成なすの4団体を初めとし、そのほかに梨、ブドウ、ミカン、柿、桃、イチジクの6団体を加えた計10団体であります。

補助金の額としては1団体10万円程度を算定の基礎としましたが、配分につきましては団体の規模とその会員数に応じて行うことになると考えております。

次に、畜産組合補助金でございますが、畜産業につきましても、先ほど御説明させていただいたガイドラインと類似した内容で、農林水産省が定めた畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインにも農業者と同様の3つの密を避けるための必要な対策を含めた十分な感染防止対策を講じるよう、お願いがされているところであります。

こうした中、畜産事業者にも産地としての安定的な供給が求められております。

具体的な取組は園芸振興会と同様の取組を行ってもらうことを考えております。補助につきましては畜産組合に属する4団体に対して実施するものであります。補助金の額といたしましては新型コロナウイルス関係ということですが、同じ感染症の豚熱などの予防対策にも通じるものとして考えております。

なお、配分につきましては畜産組合の中で検討することになります。

農業は国の基といいます。幸田の農業を守るため、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時01分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回は特に、主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての補正であります。町民の生活を守り、経済を支援するための緊急経済対策、50の施策を掲げていち早く経済と立て直す、希望が持てる補正予算であります。今回、子育て世帯から児童生徒、高齢者の支援が網羅され、また、各事業種別、組合、団体にも細やかな独自の支援の予算が計上されております。お米生産者、園芸、畜産、飲食店、旅館、ホテルなどは補助金などで支援をしております。しかし、生活必需品等をお店や小売店などは支援がございません。住民はステイホーム等で自粛生活、感染拡大、三密を避けるために買物も最小限に抑え、自粛しておられます。売上げが減少して厳しい状況であるというふうに思います。今回支援を受けられない町内事業者はたくさんあるというふうに思っております。町としてどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策ということであり

ます。

支援を受けられていない事業所等もあるのではないかという中で、漏れのない支援ということになるかと思えます。この感染症対策本部の事務局となっておる健康福祉部でございます。緊急経済対策として町民の生活を守り、経済を支援するための50の施策を暮らしを守る、営みを支援する、感染拡大を防ぐと、この3つの分野ごとにまとめておりますが、まずはこれらの施策を迅速、また確実に実施しまして、必要とされている方に必要な支援が届くようにしていきたいと思っております。

また、今後におきましては引き続き、今日から国の第2次補正予算の審議も始まっておるという中で、こうした予算案も注視しながら、町独自の支援策を打ち出していききたいと考えております。

漏れのない支援ということにつきましては、全体のバランスを考えて、支援を必要とされる方が対象から漏れることのないよう、配慮した形になっておると思えます。今後においても、日々変化する状況を的確に捉えまして、皆様の声を聞きながら必要な対策を策定していきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 支援を必要としている緊急な方を特に先というような趣旨なのかなというふうに思っておりますが、様々な意見がございますが、厳しい現状も把握されているというふうに思いますので、やっぱり厳しい事業者等が多いということも理解していただきたいというふうに思います。

それから、漏れのないような支援をしていただきたいというふうに思います。次の町の緊急経済対策の補正では町民の皆さんが、事業者の皆さんが頑張っていこうというような思いを抱かせるような、そういう施策を期待したいというふうに思っております。

特別定額給付金についてお伺いをいたします。

これは1人一律10万円の給付は大変喜ばれております。現在、申請受付や給付など、職員の皆様には大変お疲れさまであります。

この給付金は令和2年4月27日までに住民登録されている人が対象であり、給付金10万円を受けられます。しかし、翌日の4月28日以降に出産の新生児は対象となりません。本町の令和2年1月1日から4月27日までの新生児数と4月28日から現在までの新生児数、また、昨年1年間の出生数をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 特別定額給付金の対象となる方ということで、議員おっしゃるとおり、基準日である令和2年4月27日に幸田町に住民登録がある方というふうになっております。このうち令和2年1月1日から4月27日、基準日でございますが、それまでの間に生まれたお子さんにつきましては135人です。基準日の翌日4月28日以降に住民登録をした方は給付金の対象とはなりません。このうち4月28日から6月1日まででありますけれども、この間に生まれたお子さんは24人という状況であります。昨年度、平成31年の4月1日から令和2年3月31日までの間に出生届のあったお子さんにつきましては424人という状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） まず、4月27日までに生まれた人は135人、また、基準日以降の4月28日から6月1日までに登録された人、生まれた方は24人、この方々は給付が受けられなかったということでございます。昨年の1年間の出生数は、届出は424人、約1年間で430人から500人近いのかなというふうに思うわけでございます。

本町独自の子育て世帯の臨時給付金の1万円の上乗せとか、遺児家庭臨時給付金の2万円の給付は大変私は評価したいというふうに思っております。

県内市町の定額給付金上乗せというのも各市町は行っております。大府市では令和2年4月28日から来年の3月31日までに生まれた新生児に1人10万円の給付をするそうでございます。また、豊山町は新生児給付金として4月28日から今年の12月31日までの新生児に1人当たり10万円の給付、また、津島市、愛西市、清須市も同じく12月31日までの新生児に1人10万円を給付する予定であるというふうに聞いております。また、田原市では、4月28日から来年の3月31日までに生まれた新生児に市内で使える10万円分の買物券など、商品券を配布するというふうにしております。習志野市の市長さんは4月28日から来年4月1日まで1人10万円の給付というふうに言われております。そして、子どもは同じ学年なのに下がるのはどうかというふうに考えたというふうにホームページのほうで載っております。近隣市の産婦人科病院では3月から新型コロナウイルス感染症対策として、また、緊急事態宣言が発出された4月、5月に出産された方々はパートナーの立会い分娩や面会も禁止されている中、母親が一人で頑張ってお産されたというふうに聞いております。宣言解除後も面会は可能な限り控えてと言われていたというふうに聞いております。先ほどの答弁で、今年、去年と、例えば同じ出生数といたしますと、単純に計算しますと、今年の4月28日から12月31日まで、要するに424人から135人を引くと289人でございます。4月28日から来年の3月31日まで11か月とすると約389人が対象になるかなというふうに思っております。4月28日から来年3月31日までに生まれた新生児に対しまして、新生児子育て応援給付金として10万円の給付をしていかないか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 新生児の支援ということであります。

今お話がありましたように、近隣の市町の状況を確認させていただいて、その取組を参考に今後の補正で何らかの形で検討はしてまいりたいと思いますが、金額だとか、400人近い方々、3月31日まで入れるとみえるということで、その出生の期間だとか、祝い金でいくのか、祝い品でいくのか、または、その取り扱う部局、住民子ども部の住民課だと出生届は町だけじゃないところもできてしまうので、その辺の調整の兼ね合いがあるので、すみません、また次回の補正予算の中の一つのテーマとして新生児への支援ということでの取組は考えていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 本当に今町長から前向きの答弁を頂き、本当に感謝申し上げたいというふうに思います。確かに出生届というのは各いろんな市町でございますので、本町の住民であってもそういう形がありますので、何らかの形で祝い金になるのか、品に

なるのかということで今言われましたが、本町の次の補正予算ではきちんと確保していただけるとありがたいかなというふうに思っております。

次に、国の新型コロナウイルス感染拡大に対応するための第1次補正予算の地方創生臨時給付金1兆円は今回の本町の補正予算、第2次補正予算の中には幾らぐらい入っているのか、また、補助金は幾らぐらい充当されたのかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 地方創生臨時交付金の担当の部局でありますので、回答のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

国が示しております第1次地方創生臨時交付金の国の予算が1兆円ということでございます。この配分ということでございますが、これにつきましては自治体の人口ですとか、財政力、また、新型コロナウイルス感染症の感染状況、こういったものに基づきまして算定されるという国からの通知がございます。その中で、国からの交付限度額として幸田町への交付額は4,714万6,000円、こういったような金額が示されておるといところでございます。

現在、これにつきましては交付限度額としての状況であるということでもありますので、今回の補正予算の中の歳入としての充当科目としては計上のほうはまだしていないという状況ではございます。

そして、現在国に対しまして、国が示しております活用事例集ですね、こういったようなものを参考に、地方単独事業を中心に充当可能な事業の実施計画というものを提出しております。その審査結果によりまして、交付決定が6月中にはなされるのではないかというふうに今考えておるところでございます。それを受けまして、今後の補正予算の歳入予算に計上していく予定であるということでございます。ですので、充当先の事業でありますけれども、例えばこれまでの補正予算で計上いたしております、子育て世帯への臨時特別給付金ですとか、休業要請協力金、信用保証料等の事業の財源に組み替えるなど、そういったようなものを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。国のほうの第1次補正では4,714万6,000円が交付されるということでお伺いをいたしました。

次に、今国のほうでは第2次補正予算案を今審議をされているようでございます。この中には、自治体向けの地方創生臨時交付金2兆円が含まれております。これは5月27日には閣議決定されたというふうにお伺いをしております。

地方創生臨時交付金は家賃支援を含む事業継続や雇用維持などの対応に1兆円、新しい生活様式などへの対応に1兆円であるようでございます。店舗を借りている事業者は売上げが減少しても家賃の支払いは待ってもらえません。国は家賃支援給付金を創設するようでございます。地方創生臨時交付金は地域の実情に応じた取組を支援するということを言われております。本町としては国からの第2次補正予算の活用法をどのように考えておられるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今議員のほうから、第2次交付金の活用ということで御質問を頂いたところでございますけれども、議員が言われますとおり、内閣府が出しております補正予算案の概要のほうを見ていきますと、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応、取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、おっしゃられましたように家賃支援を含む事業の継続ですとか、雇用継続等への対応を後押しするために、新しい生活様式等への対応を図る観点からこの交付金の拡充が行われるというふうになっておるといってございまして。近々国のこの補正予算は成立していくということではあるというふうに思っているところではございますけれども、今後の国の情報ですとか、予算の概要や交付額、そしてまた、本町の施策などもほかにもどういったようなものがこれに適用できるのかというものを確認しながら、今後の次のまた第2次補正に関わる部分の支援計画も立てていきたいという、そういった考えであるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） この地方創生臨時交付金の活用には事例集を議員のほうも頂いております。この中でもかなり活用できるものはあるのかなというふうに思いますので、本町に合ったものを掲げていていただきたいというふうに思います。

それから、全国各地で地震も発生しておりますし、また梅雨入りも近いのであります。台風の懸念も、豪雨災害もいつ発生するかも分かりません。避難所での新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、今回、避難所の三密、密閉、密集、密接をどう防いでいくか、喫緊の課題でございます。今回の補正では23区の地区避難所開設セットがきちんと準備される、整備されることとございまして、これは安心していらっしゃるとうございまして。

しかし、現在、避難所における生活環境を守るため、ダンボールを使ったパーテーションやベッドが注目をされております。体育館などの避難所は三密になりがちであります。パーテーションで仕切ることで感染リスクを低減でき、プライバシーも保護でき、床に敷けば冷え対策やクッション材としても利用もできます。軽量で持ち運びに便利であるということもお聞きをしております。避難所に整備すべきであるというふうに考えますがいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ダンボール製品の有用性につきましては、議員御指摘の、御提言のとおりでありまして、改めて検討すべきとも思いますが、本町の現状といたしまして、ダンボールのパーテーション、いわゆる間仕切りにつきましては北部防災倉庫と野場防災倉庫で13セット備蓄しており、必要に応じて開設をした避難所に搬入することにしておるところでございます。

また、それとともに、ワンタッチ式の間仕切りと各小学校、中学校及び幸田高校に4張ずつ、計40張を備蓄しているところでございます。

ダンボールベッドにつきましては、備蓄はしてはおりませんが、六栗にございますメーカー、王子コンテナ株式会社と支援協定を締結しており、発災時、必要に応じて納入していただけることというふうになっておりますとともに、ベッドの代わりにエアマッ

トを各小学校、中学校及び幸田高校に50枚ずつ、計500枚を備蓄しているところでございます。

そして、床上での保温やクッション材といたしましては、避難所用マットを18ロール、中学校と高校の防災倉庫に備蓄をしておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。それぞれダンボールに対しましては間仕切りだとか、パーテーション、それぞれ今のところはあるよということでございます。

今回の地方創生臨時交付金を活用できるということも、避難所の備蓄に関しての交付金を使ってもいいよということもお聞きをしてあるというふうに思いますので、このダンボールを使ったベッド、やっぱりベッドというのは必要なのかなというふうに思います。パーテーションは今までも私も何回か質問させていただきましたが、やはりベッドとなるものは必要なかなというふうに思いますので、今答弁で言われました、エアマットですかね、これがあるというふうにも思いますが、やはり数をもう少しきちんとお聞きをして、きちんとした備蓄をお願いしたいというふうに思います。

それから、公的避難所を利用する住民の人数を事前に把握して、今回特に三密を避ける分散避難をするための準備も必要だというふうにもお聞きをしております。今の避難所の計画でありますと、三密を避けてという避難所にはなっていないかなというふうに思っておりますので、この辺も考えていくべきではないかなというふうに思います。

国のほうといたしましては、宿泊の施設だとか、町にある宿泊の施設だとか、そういうものも活用してもいいのではないかとということも新聞紙上で見ておりますので、その辺の活用についての考え方をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、ダンボールベッドにつきましては、先ほど申し上げましたように発災時、協定を結んでおります王子コンテナーから必要に応じて納品をしていただくという協定は結んでおります。それを踏まえて、協定は結んでおるものの、ある程度の数、事前に確保しておいたほうがいいのかどうなのかということについてはよくよく検討させていただきたいと思います。

また、分散避難という点でございます。

南海トラフ地震による幸田町の避難者数は愛知県被害予測調査結果によりますと5,300人というふうに予測をされております。新型コロナウイルスの感染症の流行によりまして、ここに来て分散避難、あるいは宿泊施設の活用ということが重要視されつつあります。

本町内の宿泊施設といたしましては、天の丸と船登屋さんが考えられますが、天の丸につきましては、比較的遠い上、そこに至るまでの旧三河湾スカイラインの発災時における安全性が懸念されること、また、船登屋さんにつきましては、場所は悪くはないというふうに思いますが、部屋数が余らないであろうということ等が考えられます。

そもそも国や県レベルにおきまして分散避難ということが取り沙汰されておりますけれども、もともと本町におきましては、他市町よりも数が多い公民館ですとか、コミュニティホールですとか、各地区の集会施設が71か所を避難所に指定をしております。分

散避難の受皿は準備できているため、今後はその71か所がいざというときに有効に機能するよう、人員体制と運営の確保に主眼を置いた取組が必要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。本町としては71か所あるよということで、これの受皿はちゃんとしているので、有効活用ができるように、そこにきちんと安全に避難ができるような、そういう整備体制を整えていただきたいというふうに思います。

それから、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けて、身体距離の確保といった新しい生活様式の実践が求められております。慣れない生活スタイルが長く続く中で、心の不調を抱えることが心配をされております。相談窓口の現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） コロナの感染拡大によりまして、外出の自粛が長期化しております。慣れない生活スタイルが続く中で心身への影響が懸念されております。

とりわけ、心の不調につきましては深刻な問題と認識をしております。仕事や生活における不安やストレスが積み重なり、精神的な不調につながることから、世間ではコロナ鬱という言葉も出てきているようであります。

例えば離職等で住宅を失ったとか、生活の維持ができないなど、深刻な問題を抱えておられる場合があります。例えば幸田町におきましても、住宅の確保資金といった形の対策を取っておりますけども、これは県の委託で愛恵協会が実施をしておる事業ですけども、それから、生活福祉資金の貸付け、これは社会福祉協議会でやっておるという中でこういった相談が増えてきております。そうした方たちが心の不調に直結してくるということが考えられます。

これらの対応につきましては、これまでどおり、窓口で行っておりますけども、相談者の心の不調を見逃すことなく、必要に応じ、関係機関との連携についても行っていきたいと考えております。

その他の御相談につきましても、各所管の窓口で対応しておりますので、今のところ、別に相談窓口を開設するという事は考えておりません。

本町における対策本部につきましては、現在も継続中ということでありまして、休日を含めた対応を引き続き行い、各種相談に対応していきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。対策本部で休日を挙げて様々な相談窓口も受けているよということでございますので、引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、6月広報こうたで50項目の緊急経済対策が公表されております。様々な支援策で住民の喜ぶ声が私にも届いております。この緊急経済対策の補正額が成立しますと、商工会関係や組合、また社協、各種団体などからも対象の事業所や個人などにも周知がされるのかなというふうに思います。個々の丁寧な周知をお願いするものでございますが、いかがでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、その中で、周知とか、支給が難しいと思う支援がございます。例えば幸田町のお米を県外在住の大学生1人2キロ、200人分の支援でございます。それと、看護職復職支援金1人10万円、10人分でございます。県外在住の学生の対象者は確認できず、周知も難しいのではないかとこのように思います。アルバイトも規制され、お米は喜ばれるというふうに思いますが、どのような形で周知、送付されるのか、お聞きをいたします。

それから、看護職復帰、1人10万円の支援金もなかなか周知では難しいのかなというふうに思います。今後周知、申請はどのようにされるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 丁寧な周知ということであります。

議会へお諮りしました、幸田町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策につきましては、今月6月号の広報こうたへの特集、ホームページ、報道発表、ケーブルテレビでの発信等を行うなど、周知を行ってきております。

また、事業実施に当たりましては、対象となる事業所、個人の方へ直接の周知を心がけてまいります。

なお、先月の5月末でありますけれども、ホームページ上へ本部のほうで個人が利用できるもの、事業主が利用できるものに、これを2つに分けて、緊急支援メニューと題しまして一覧表を作成しております。分かりやすい周知に今後も努めていきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどありました、看護職の復帰支援金、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症拡大による看護職の不足に伴いまして、潜在看護職の復職の推進を図るためのものであります。

こちらについても幅広い情報発信には努めてまいりますけれども、今年4月20日、愛知県知事の呼びかけを受けまして、愛知県ナースセンター、こちらは公益社団法人愛知県看護協会ということでございますが、こちらのほうに登録を行い、就労に至った方を対象とするものであります。可能な限り、愛知県へ登録情報等の確認ができれば行っていきたいと考えております。

申請と給付につきましては、現在窓口となる健康課で要綱整備を進めておるところです。支援金の交付を受けられる方は一定の要件、就業期間等でございます、これを満たした後、要綱に基づく交付申請書に就労期間の証明を受け、請求書とともに提出頂く方法を考えております。第2波、第3波を見据え、申請期間を長めにとりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 幸田産のお米のほうを送るということで、県外在住の学生、どのように周知するかというところではございますが、周知方法につきましては、多くの方の目にとまりますように、幸田町宣伝部インスタやフェイスブックなどの活用を考えております。また、町のホームページや8月号の広報へも掲載いたします。

なお、申込みにつきましては8月末までといたしまして、学生本人、またはその親な

どから申込みをしていただくこととなります。

送付につきましては、申込み期限終了後、9月中旬から下旬をめどに対象となる学生本人が住んでいる場所に直接郵送いたします。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回50の項目の様々な施策が公表されております。その中でも本当に細かく支援をしていただきますので、ぜひとも支援の漏れがないように対象者に対しましては細やかな周知、またきちんとした送付、給付ができるようによろしく願いをしたいというふうに思います。

それから、緊急事態宣言が解除されました。学校も通常登校が始まり、公共施設なども段階的に再開され、商店街などは少し活気が出てきたのかなというふうに思われます。しかし、決してすぐに元の生活に戻るのではなく、やはり感染拡大を防止しながら経済活動、日常生活を取り戻していきたいというふうに思っております。様々な施策の申請受付、支給など、対策本部や職員の皆様も多忙かというふうに思いますが、今回の町の補正が早く皆様のもとへ届くことをお願いをしたいというふうに思います。

それから、国の第2次補正予算案の中も、先ほども言いましたが、地方創生臨時交付金もありますので、しっかりこれらも活用して、今後国の交付金、また、町の独自の施策を皆様に打ち出していきたいというふうに思います。そのために最後に町長の意気込みを、次の本町の独自の施策の意気込みをお聞かせを願いたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今回の補正予算をまた提案させていただいて、しっかり成立をさせたいわけですが、今言われましたように、また次回、今後の補正予算の必要性もあろうかと思っております。それは現在の国の2次補正予算の審議、そして、現在県で行っております補正予算審議の中身によりまして、今後とも幸田町も連動して次の補正予算の取組を考えていかななくてはならないということでもあります。前回成立いたしました5月14日の四本柱の第1回目の補正予算におきましての事業の執行率、そして、今回の2次の補正予算の執行率等々を考えながら、財政の状況を見まして、3次の補正の中身を現在検討しておるところでございます。

13項目、細かくは言いません、を説明させていただきますと、まずは先ほど議員から言われました、新生児の支援、年代別で行きますと、この新生児の支援というものを考えていく。

そして、2点目につきましては、小学校の1年生、出遅れた学校の登校等、出遅れた新小学校の特に1年生の方々への支援策であります。

それから、3点目におきましては、民間の保育園、幼稚園に関する支援策、これも県のほうが既に提案をされているので、そこに上乘せをしていくのかとか、単独でやるのか、または、その額をそのままストレートに流していくか、これは今後の検討事項でありますけれども、3点目は民間の保育園、幼稚園への支援であります。

そして、幸田町内にあります保育園の環境衛生対策に対するいろんな機械設備等々に

対する設置に対する事業ということでございます。例えば空調設備に対する改善施策を全保育園の設備の設置を促進させるということでもあります。

そして、5点目につきましては、小中学校へのそれぞれの学校への補助ということで、これは既に国のほうが100万円から200万円、それぞれの小中学校に補助をしていく、具体的な金額についてはまだ分かっておりませんが、その補助金を頂いて、どういった学校の現場でコロナの対策をしていくかということでもあります。

そして、6点目は、これは直接は幸田町の予算を通ることはないと思われますけども、大学生への支援、10万円から20万円の支援策が打ち出されておりますので、それに対する啓発等々、情報提供が必要となってきます。

そして、7点目につきましては、年代的に少し飛びますけども、先ほど議論がありましたように、コロナにかかったときに基礎疾患等々もあります65歳以上の方々への年が明けたときの健康予防対策として何らかの形で、65歳以上の高齢者の方々をくくりながら支援をしていくということも漏れなくという意味では必要ではないかということで検討をしております。

そして、事業者別でありますけども、やはり県が打ち出しております農家への支援、特に花卉花木関係の方々への支援というものが強く打ち出されておりますので、そういった方に対する支援策。

そして、9点目でございますけども、先ほど環境経済部長からも話がありましたように、GoToキャンペーンということで、宿泊者、旅行者、そして、交通事業者に対する支援が始まってくると思われまます。

そして、10点目におきましては家賃への支援であります。これは国が支援することに対して単独で行政としてはどこまで支援できるかというのを国の助成内容を見据えた上で展開をしてみたいと思っております。

そして、各種団体におきましては、子ども会関係、そして、スポーツ団体の関係者であります。特に子ども会の関係につきましては、廃品回収等々、コロナの関係でなかなか実施ができておりませんで、子ども会の運営費等々におきましてもかなり支障を来しているという意見も頂いております。

そして、12点目でございます。これにつきましては、第2波、第3波がもし仮に起きて、休業要請等々がまた出たような場合は改めて、例えばプレミアムの商品券だとか、そういったようなものをまた打っていかないといけないのかなとは思っております。

そして、最後に13点目になりますけども、医療機関への助成ということで、町内の医療、歯医者さん、そして、2次救急としてのお世話になっております医療の現場に対する助成というものも考えていかなければならないかなということで、13点の項目を次回の補正予算の中で慎重に考えて、また改めて町の財政状況等を鑑みながら打ち出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） この児童手当の支援事業については足立議員、水野議員から若干話されましたので、特に話すこともないんですけども、私のほうから一言、今回、国が1万円、町が1万円、特に町が1万円を上乗せするというのでやられるわけですけども、やっぱりこのニュースは早めに町民に知らせてやるべきじゃなかったのかな。前の臨時議会のときに、田境さんも言われましたとおり、とにかくこういう問題はスピーディさを求めないかと。ホームページを見ればいいじゃないかとか、そういうふうに言われますけども、何人幸田町民で見ているんだと。そうするのであれば、もっとグラ刷りの原紙を各区長さんたちにお渡しして、それぞれの区でコピー機もありますし、コピーして全戸に配るといような、そういう手法もとってもいいんじゃないかなと。ぜひ今後考えていただきたいと思います。

それから、児童手当の支給については、2波、3波が出たらどうされる予定か、お聞きしたいと思います。国がどうする云々じゃなくて、町としてどう考えるかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回5月14日の臨時議会で国のほうの1万円を承認頂き、それから、今回それに1万円を上乗せして、同じ動きで同時に6月29日に合わせて2万円を支給していくということであります。確かにそういったことが町民の方々に周知のほうがないんじゃないかということでございますけども、ただ、こちら側の10万円の給付金とちょっと違いまして、対象者が児童手当を受給されたりという方ということで限られているということもありまして、区長さんを通じてのそういった全戸に周知するということがちょっとこちらにつきましてはできなかったということでそれ以外のいろんな方法ということで考えた結果がホームページに早期にあげさせていただくとか、そういったことでやらせていただきました。どうもすみませんでした。

それから、今後こういった第2波、第3波というものが来るかもしれないという不安の中でリスクを抱えながら子育て世代の方々は生活をしていくということでありますので、また今後こういった第2波、第3波ということも踏まえながら、いろんな支援策を今後とも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時53分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私からは歳入1点と歳出1項目についてお尋ねをいたします。

歳入75款、10項、10目の財政調整基金繰入金についてでございます。

今回の補正で7億8,000万円繰り入れるという予算になっております。今回のコロナ対策の大部分はこの財政調整基金の繰入金で賄われておるということでございますので、その基金の状況についてまず最初にお伺いをしたいと思います。

補正後の基金の残高でございますけれども、これは今回の補正予算分を取り崩したとした場合の残高をまずお知らせを頂きたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） まず、最初に令和元年度の末ですね、これにおけます基金残高というものが31億3,547万円、これは決算の中でお示しさせていただくような数字でありますけれども、そこからもともと予算に組み込まれております繰り入れなど、こういったものを引きます。そして、その後、今回の補正でお願いしております事業につきましての財源をまた財政調整基金から賄うという形にいたしますと、最終の今の基金残高の見込みが16億8,297万円、これぐらいの金額になるという予測でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 31億3,000万円あったものが16億8,000万円になるということで、おおむね家庭でいうところの貯金の半分は今回の対策後には取り崩してなくなっていくということのようでございます。

コロナウイルスの関係でございますが、今回のようにまだ財調で対応できればいいわけではありますが、今度、今後この影響によりまして、税環境がどのように変わっていくのか、そこら辺をどのようなふうなお考えでおられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 税務担当参事。

○税務担当参事（山本智弘君） 法人町民税等を初めとする税金に関して、この感染症の影響と今後の見通しということで答弁させていただきたいと思っておりますが、現時点での新型コロナウイルス感染症による税金への影響額として算出することにつきましては、大変難しいものがございます。ただ、少なくとも本年度及び令和3年度におきましては大幅な減少は避けられないのではないかと考えておるところでございます。

今回の状況は一部にはリーマンショック以上だとも言われておるわけでございますけれども、リーマンショックのときにおきましては法人町民税は14億円から2億円に急降下をいたしました。税金全体としても10%から15%、金額でいうと最大12億円ぐらいの落ち込みがありまして、落ち込み前の水準まで戻るのに5年かかっておるところでございます。法人では大手自動車関連企業の決算発表を見ましても、前年比75%減というようなことになっております。各企業もさきの業績予測ができないというようなことも言われており、長期にわたって大幅な減収となることが予想されるものです。

また、今回は初めて徴収猶予の申請等も何件か提出はされてきております。個人の収入の面においてもこれまでにない大変厳しい状況であると思われ、ほかの税についても同様に軽自動車税は販売の減少、入湯税も大幅減、固定資産税は家屋及び償却資産において新規投資が鈍くなるのではないかと、こんなふうな懸念をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 大変厳しくなるであろうという認識、さらに、今後数年間はという認識をお持ちのようでございます。その認識につきましては私も同じように心配をするわけでございます。

それと、もう一つ、経済雇用への悪影響も今後数年間は及ぶというふうに思っておるわけでございます。このような中で、また先ほど町長が言われましたが13項目の補正をまた検討をされておるといふようなことで、必要な対策は取らざるを得ないわけでございますけれども、その補正財源もそうでございますが、将来の負担増に備えるために、今年度予算のうちでたまたま今年度は31億円余の基金残高があったものがもう来年度以降は半額になってしまうわけですので、さらに法人町民税の落ち込みで税収が減るといふことになりますと、この対策財源を基金からだけで求めていくというのがいつまでも続く保証がございません。そういう観点からいきますと、今年度予算のうちで不要不急なものはこの際見直しをして、次なる対策に充てていく、そういうお考えを持っていただくことが大切じゃないかなというふうに思うわけでございます。そのようなお考えがあるかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今議員のほうから今後のコロナ対策に対します必要な財源を捻出するためにおけます御質問を頂いたというふうに思っているところではございます。

確かに現状は、財政調整基金というものは確かに年間の財源不足に備えるために決算余剰金等を積み立てていく、そして、その財源が不足する年度に活用するという、こういった目的でためておるといふものではございますし、それから、本町の財源構造におきましては、法人町民税など、ふるさと納税もございますけれども、確かになかなか他の影響を受けやすい財源に依拠している部分というものもあるということでございます。そして、現在、これまではそういった過去の経緯から30億円を確保して、一定の目安として運用してきたというものではございます。ただ、やはり今後コロナ対策だけではなくて扶助費ですとか、あるいは公共施設の老朽化に伴う経費、こういったようなものもどんどん賄っていかなければならない、そしてまた、幼児教育・保育の無償化など、そういったような様々な制度に対応するために予算も必要になってくるというふうなものであるというふうに考えているところではございます。ですので、議員のほうから御指摘も頂きましたように、今年度、こういった状況の中で様々な行事が中心にもなっている部分もございます。そういったものも一度確認をしながら、本年度に予定しております不要不急な施策につきましては財政調整基金ですとか、あるいはそのほか、そういったものも含めまして積立てをしながら、将来への備えですとか、今後のコロナ対策に充てていきたいというふうに考えているところではございます。そしてまた、この財調基金に依拠するだけではなくて、国や県の補助金の動向なども注意していきながら、効果的にそういった国、県の制度を活用しながらいくこと、そしてまた、新たな財源確保としまして、クラウドファンディングに初めますようなふるさと納税、そして、企業側のふるさと納税などのこういったような財源確保も新たに進めていくことが必要であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 国が現在行っておる対策はほとんどが赤字国債の発行で賄われております。市町村は赤字であるということのみを原因として地方債を発行することができないと思いますので、どうかそこら辺では適正な財政、歳出管理が必要になろうかと思っておりますので、ぜひそのような観点で対策、事業、いろいろな事業もやっていきますと不公平感があるとか、羨ましいであるとか、自分たちにもまた何かの対策をというような声も出てくるかと思っておりますけれども、現実的にはやはり事業の取捨選択、そういうものはぜひやっていっていただきたいというふうに思っております。

次に、歳出40款、10項、15目の商工振興費、飲食店応援チケット発行事業でございます。

こちらにつきましては、事業所数は110店舗だということでお伺いをいたしました。といたしますと、この関係の予算が1億2,000万円ですので、1事業所に単純に割ると100万円ほどの予算が計上されておるわけでございます、これは営みを支援するというところでございますので、そういう観点からいくと、丸々直接現金を支払っちゃったほうが1事業所当たり100万円渡るわけですので、税金の効果としてはそのほうが大きいと思われるわけですが、なぜこのチケット方式とされたのか、そこら辺の経過をお知らせを頂きたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 議員のほうから御指摘を頂きましたように、やはりこういった全ての事業が、もちろんどの分野の方々にも支援ができることが一番望ましいわけではありますけれども、やはり予算というものに関しましては限られたものでもあるということでございますので、今必要とされる支援策につきましてもやはり持続可能なものでなくてはならないということでございますので、そういったことも念頭に、取捨選択も時には行いながら支援策を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今回は事業名のとおり、飲食店等応援が目的ということでございます。今回につきましては町民全員に2,000円給付ということでございますが、店舗にそれぞれというやり方もないことはないということですが、それぞれの休業要請金ですとか、今後のそういったものもございまして。今回につきましては町民全員に2,000円ということでの事業ということでございます。

このチケットということでやるわけでございますが、例えば2,000円を現金で支払うということも考えられるわけでございますが、人によって確かに現金支給のほうがありがたい町民もいるかとも思われます。近隣ではプレミアム付商品券ですとか、いろんな形でのものがあるわけですが、現金支給ではその道が、使い道が日常のいわゆる生活必需品のほうに回りまして、結果としては必要最低限のものということで、この支給されたお金が貯蓄になるという可能性が高いのではないかなというふうに考えております。

本事業の効果といたしましては、貯蓄ではなく、確実に使っていただけるということ、限りなく100%はなかなか難しいかもしれませんが、使っていただけることと、あと最近ニュースでもよく聞いておるわけですが、現状の自粛生活によるいらいらですとか、閉塞感、家庭内トラブルやDV、先ほども出ましたけどもコロナ鬱なんて言葉も

あります。また、長期休暇による子どもやその親たちのストレス、そういったことの解消に少しでも役立つのではないかなということでも全町民に配布させていただきます。このチケットで家族で一緒に楽しくおいしいものでも食べてということで、体はもちろん、心の免疫力アップにもつながればといった、そういった効果のほうも考えております。

また、今回を発端に町内飲食店を知っていただくこと、そして、町内飲食店のリピーター、ファンとなっていただくことも期待するところでございます。

そして、全国480万人を抱えるとも言われます、外食産業での雇用を少しでも助けになればとも考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今部長が言われたように、それがあって初めて営みの支援につながるかなというふうな気がするわけです。ただ、これを本当にチケットを配っていただいて、それをもって食べに行くよと、これは今まで通常、私たちでもそうですけども、通常行っておる外食が1回食事代が助かったなというだけですけど、これは何も経済効果としてプラスアルファの波及効果が出てきませんので、そこら辺のところはせっかく1億2,000万円も使うわけでございますので、どうか趣旨がよく1億2,000万円が生きていく、そういうふうな取組といたしますのか、PRというのか、そこら辺もしっかりやっていたかかないと、御飯がうまかったな、ただで食べてよかったな、それだけに終わってしまうとちょっと寂しいかなと、波及プラス1回食べていただく、そういうような取組をぜひやっていただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員おっしゃられます、通常の外食のほうになってしまうのではないかなということだと思っておりますが、今回、先ほども申しましたように、全町民への配布ということで、議員は外での飲食が多いかどうか分かりませんが、中には外食すること自体がほとんどない家庭ですとか、また、町外に行ってしまうといった、そういった人も多数いるというふうに思われます。そういった方々の、通常は余り外食しないとか、そういった方々の掘り起こしにも期待するということでもあります。

そしてまた、このチケットは町内店舗限定となっておりますが、町内店舗に対しまして、例えば今回テイクアウトに対する、そういった業態変化に対する予算も別に組んでおります。デリバリーですとか、テイクアウト、そういった新しい新様式のことでも考えられます。そういったこともぜひやっていただきたいという意味で、こういったチケットということで考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この補正は50の施策の具体化であります。緊急経済対策として全町民、各団体、事業者支援ということで行われるわけでありませうけれども、不公平感のない対応を求めるものでありますけれども、50の施策、この中で全部はチェックしてもいろんな意味で公平、不公平、いろいろ人様々感じられることがあるかというふうに思います。

そこでお聞きをするわけですが、やはりこうした対応について町民の皆さんからも声が届いているかというふうに思うわけでありまして、そうした声、対応ということについてはどのように把握しておられるのか、それをまずお聞きしたいというふうに思います。

そして、そうした声が今回の反映に、50の施策につながったのかという、そういう点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 町民の方々からの声ということでございます。

本部のほうでも先ほど来、土日祝日等の対応ということで、役場のほうに詰めた中で電話対応と、それから、日頃の窓口、そういった中でいろんな、また、メールとか、そういったものを頂きまして、いろんな方々からのお声を頂戴しております。そうしたものににつきましては、対策本部会議を開催しておりまして、そういった中で本部のほうから持ち寄りまして、その中でできるだけ町民の方々の声を反映するよう、行き届いた支援ができるよう、配慮しております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この50の施策を見せていただいて、やはりほかの自治体との比較、これは都築議員が資料要求された中で、近隣市との比較等が出ているわけですが、やはり人口規模4万3,000人というこの目に見える町の範囲の中でのそうした町民の生活、あるいは事業者等が見えてくる、こういう町だからこそできた施策かなとも思うわけでありまして、それでもやはり私はこの施策を評価したいというふうに思うわけでありまして。

そこで、ですけれども、やはりこれがいろいろ比較をしておりますと、もう少し何とかならなかったのかなといういろいろ思うことがありますので、その点について質問していきたいと思っております。

まず、上下水道の基本料全額軽減という、そういう点でございまして、新聞紙上ではいち早くこうした水道料金等の基本料の全額を軽減をするよと、こういうような報道等で幸田町はどうなのとか、いろいろ声が届いておりましたけれども、そうした点で幸田町としてはこの基本料金を50%軽減ということで手を打ったわけでありまして、こうした基本料の全額軽減、減額ということは検討しなかったのか、まず伺いたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（太田義裕君） 基本料金の半額減免とするに至る検討の経過などについてお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染防止のために、在宅勤務などを初めとした新しい生活様式を定着させることが今後も求められております。こうした生活には各御家庭、使用水量の増加という新たな負担が今後かかるものと考えられます。生活全体で使用されている水の5割ほどがトイレ、炊事、洗濯など、こういった水量であります。このため、増加する水量の料金相当分、これが基本料金の5割ほどであると想定されております。したがって、基本料金の50%を減免するというようにいたしております。

次に、別の視点からとなりますが、毎年6月1日から7日までが水道週間でありました。減免の期間はちょうど節水への配慮が本格的に必要となる季節であり、自然を相手にする渇水への危機管理意識を新たにし、水の大切さを改めて考える季節でもあります。そういったこともありまして、全額ではなく半額とした理由もここにあります。

3点目としまして、支援の額は負担増に対する軽減でありますので、決して多くはありませんが、水の大切さと上下水道の本来の経営など、町民と一体となって総合的に考えながら、感染防止の効果を得られるよう、図るものとして今回一般家庭で4か月間で上下水道合わせて近隣市と同程度になるようにさせていただきましたのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 50%減免にした3つの理由ということによるその正当性というのが分かったわけでありまして、こうした一般家庭への基本料金というのは2か月に1回ということで、幸田町の水道は全て県水による供給を受けているわけでございます。やはり自己水源を持たない幸田町にとりましては、この県水に頼っている、そういう点からしましても、コロナ対応で減免をしていく、こうした観点からいたしますと、やはり愛知県に対してもきちっと求めていく必要があるのではなかろうかというふうに思うわけでありまして、そうした考えはないのかということ伺いたいと思います。

次に、学校給食の関係でございます。

学校休業による給食がなく、それぞれ開始をしてからもこの給食費の無償化を継続をさせるということで支援をする自治体がかかり出てきているわけでございます。そうした点におきまして、こうした学校給食の無償化が幸田町では初めてコロナ対策によって実現をしたわけでありまして、それも1学期中ということでありまして、まだまだ家庭、子育て世帯にとっては大変な時期が続くかというふうに思うわけでありまして、そうした点におきまして、やはりこの学校給食の無償化をもう少し続けていく、その検討をすべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その考え、さらには、就学援助世帯、これは休んでいてもやはり食事はするわけでございます。そうした点におきまして、通常どおりの就学援助世帯への給食費相当額の支給、これについてお米だけではなく考えなかったのかということでございますけれども、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（太田義裕君） 議員のおっしゃられる県水への働きかけということでございますが、現在県水のほうではまだそういった具体的な方針を出されておられません。今後またやっぱりコロナウイルスへの対策は長引く可能性があります。そういった中ではいろいろの意見を市町が持ち寄りまして、そういった御検討をいただけるように機会あるごとにお話しさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 学校給食無償化についてでございます。

今回、初めて新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、1学期中の給食費を無償化するという打出しを打ち出したわけでございます。やはり感染症が長引く中で、経済

的に疲弊してくるというようなことで保護者への負担軽減という意味合いで今回について1学期分ということで実施をさせていただくわけでございます。

経済的に苦しい世帯、就学援助世帯につきましては、就学援助の対象として給食費はあるわけでございますけれども、議員おっしゃられた休業期間中におけるものについてはちょっと支給の対象とはしておらない。全国的にそういった事例は情報としては察知をしておりました。そうした中で、対策本部の中で検討する中において、現金での支給よりも、こういったお米を支給することによって町内のお米農家の支援にもつながるし、そういった意味では幸田町としてはお米の支援をやらせていただきたいということで、そういった方針に基づいて対応させていただいているものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） それぞれ支援の方法はいろいろあるかというふうに思うわけでありまして、しかしながら、子育て世帯にとりましてはやはり現金というのは本当にありがたいものであります。そういう関係もやはり考慮をしていただきながら、こうした対応も取っていただきたいというふうに思うわけでありまして、ましてやこうした学校は休んでいる間の子育て世帯の負担感というのはかなりのものであったというふうに思います。私自身も実際孫がずっといるものですから、お昼を作ったりとか、いろいろとすごく実感として大変さが分かるわけでございます。これが何人か本当に小さい子どもから子育てしておりますと、非常に大変さがあるわけでありまして、そうしたときにやはりテイクアウトだったりとか、そういうことができるとお金が必要であります。そういう支援というのはやっぱりこれからも必要ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、ぜひその辺も考慮にさせていただきたいというふうに思います。

次に、G I G Aスクール構想で今回補正では小学校5年、6年、そして、中1ということでパソコンを、タブレットを購入をしていくということでございますけれども、長引く学校休業で子どもたちの学業の心配というのは非常に保護者にとっては心配の種であります。そうした点におきまして、こうした新しい取組よりも、やはり今はもう分かりやすい学校環境整備というのが必要ではないかというふうに思うわけでありまして。このG I G Aスクール構想に基づくタブレット購入、全ての子どもたちにタブレットをとというようなそういうことで取組をされるわけでありまして、まずはやはり子どもたちに学習支援というような、そのほうがまず大事ではなかろうかというふうに思うんですが、その辺を先に取り組むことができないのかということでございますが、そうした点でさらに教員を増やして対応している自治体もあるわけでございます。幸田町ではそうした検討はしなかったのかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、就学援助世帯への支援の件でございます。

私もこのコロナの感染症がはやり出してから、買物等でスーパーマーケットへ行ったときに感じたことございますが、お米とか、パスタとか、そういったものの売行きが非常によろしいということ、それから、冷凍食品であるとか、レトルト食品だとか、そういったものがよく売れておったのを記憶しております。そういったやはり保護者の方は昼食等、食事の支度が大変なんだなということとはよく分かっておるつもりでございます。

す。

しかしながら、この就学援助のものを現金でお渡しするというのではなく、本町といたしましてはお米での支援でこれは現物支給でという、そういう対応とさせていただいたわけですので御理解を願いたいと思います。

続きまして、GIGAスクール構想の推進ではなく、分かりやすい学習環境の整備を優先してということでございます。

私どもといたしましては、学習環境の整備ということは重要だということは重々承知しておるつもりでございます。その分かりやすい学習環境の整備ということで少人数学級を行おうとすれば教室が必要になります。また、教職員も必要になります。そうした中で、今児童生徒が増える中で、空き教室がない状況にあるというような学校が多い現状において、これをすぐに推し進めるということはなかなか難しいように感じておるところでございます。

また、教員につきましても、全国的に教員不足という現況を踏まえまして、本町におきましても御多分に漏れず、まだ定員不足というところもでございます。なかなか教員の確保もままならない状況下において、そういったことを推し進めるのがなかなか難しい状況にあることは御理解願いたいと思います。

GIGAスクール構想でございますけれども、これは国が早期に1人1台端末を整備するということで、補助事業で令和2年度補正予算で前倒し実施をと言っているものでございますので、本町といたしましては、これは国が言っている以上は早急にやらせていただきたいと考えている次第でございます。学習環境の整備についても状況が整えば実施していきたい考えはございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 状況が整えば整備をするということでございますが、同じく学習環境でありますけれども、今度1学期が終えるのが8月31日ということで、2学期は9月1日から始まるわけでございますけれども、そうした暑いさなかの学校に通わなければならない、これはどこの全国それぞれ皆さん一緒でありますけれども、そういう中で幸田町におきましてはまだ体育館にはエアコン空調が付いておりません。そういう中で体育もままならない、部活もままならないという、こういう状況も生まれてきているわけでございます。この学習環境の整備で体育館への空調、この辺についてはどう保証していくのかということでございます。まだそうむちゃむちゃ暑くないわけですが、それでも今もう中学生あたりはへとへとになって帰ってきている状況があるわけでございます。そうした子どもたちの負担感を少しでも取り除く、そうした取組もやはりいち早く進めるべきではなかろうかと思うわけですが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

次に、シニア・シルバー世代のサポート推進協議会の活動、これは先ほどいろんな方から質問がございましたので少し分かりましたので、また自分なりに調査をしてまいりたいというふうに思っております。

この新型コロナウイルス感染症につきましてはまだ予断を許さない状況でありまして、第2波、そして3波ということも言われている中で、先ほど町長が13の項目をまた進

めていきたいというようなことを披露されたわけでありますけれども、やはり最初に申しましたように、不公平感のない対応、そして、経済活動がきちっとうまくいくような、そうした取組というのを求めて質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 体育館へのエアコン整備についての御質問でございます。

本町におきましては、議員も御存じのとおり、昨年12月に全小中学校の普通教室へのエアコン整備を実施させていただいたところでございます。そのおかげをもちまして、何とか今年の夏については授業が行えるのではないかと考えておる次第でございますが、まだ特別教室へのエアコン設置ができておらない状況にある中で、体育館へというのはちょっとなかなか手が出せない状況にありますので、所管といたしましてはまずは特別教室へのエアコン整備を何とか検討してまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 幸田町シニア・シルバー世代のサポート事業でありますけれども、こちらのほうは実は5月1日、シニア・シルバー世代サポートセンターが完成しました。それで、5月18日から業務のほうを行っておるところであります。

先ほど来の事業ということで、今回補正予算のコロナウイルス感染拡大防止対策事業として位置づけた草刈り等地域活動支援事業、こちらのほうにまずはしっかりと傾注していきたいというふうに考えております。

それから、今後のさらなる対策ということであります。

全国的に警戒宣言が解除されております。それから、感染収束の見込みとともに、社会経済も回復の第一歩に向かい始めておるところであります。しかしながら、先ほど議員が言われたように予断を許さないという状況が続いておりまして、宣言の全国的な解除から本日で2週間ということになりました。その後も感染者が発生しておりまして、昨日、全国では新規感染者が38人という形で、東京においては7日連続で2桁の感染者が発生しておるということでもあります。その中には、感染経路が不明の方が50%を超えておるということでありまして、その中には若者への感染拡大の傾向も見られるということで、まさに予断を許さないという状況であります。

それから、さらにはいろんな制限が緩和されてきております。愛知県を含めて三重、岐阜、こちらのほうの3県下の移動の自粛も緩和されておるということでもありますけれども、当然感染リスクも高くなります。第2波というのはおそれなければならないというふうに思っております。

本町の対策本部は、設置は継続しておりますので、今後の感染状況等によりまして、随時本部会議を開催していくという方針であります。

さらなる対応ということで、日頃の感染予防策、こういったものをまず第一といたしまして、町民の暮らしを守り、営みを支援するためのさらなる施策、こちらのほうを皆様のお声を頂戴しながら迅速に進めていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 私からは大きく4つ質問をしようと思っておりますが、様々今議員の皆さんから質問と回答を聞く中で、分かったこともありますので、分かるところは割愛をしながら整理して話をしたいと思います。

まず1点目ですが、15款総務費、10項総務管理費、22目安全対策費であります。地区避難所開設セットとしてマスクやビニール手袋などの衛生用品を全23行政区へ配備するために127万9,000円の計上ということでした。避難所のソーシャルディスタンスですとか、それから、感染予防機材の導入など、さらなる対策を早い段階で実施しなければならない状況と認識しております。

最初の質問ですと、具体的な品目ですとか、あと感染症を踏まえた避難所の整備の考え方を聞こうと思っていましたが、先ほど回答がありましたので割愛をしたいと思います。それぞれ間仕切りですとか、王子コンテナさんからの導入等々、確認をしました。

その中で、2つ目の質問なんですけど、現状、個人として、自分ごととしてかなり心配をするようなことも増えましたので、皆さん個々の予防意識がかなり高まっている状態であろうかと考えておりますし、私自身も感じております。これは公助による取組を様々やっていくわけですが、これと平行して、自宅に安全な環境を作るなど、いわゆる自助を、自助のほかにも共助と言うところもありますが、地域での環境も含めて呼び水、こういった施策、環境をつくるようなことの呼び水となるような施策の検討のチャンスが今来ているのではないかというふうに感じておりますが、こういった点について担当のほうの考え方がどのようなかを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 避難所における感染リスクを避けるべく、在宅避難という考え方が、新たな考え方が注目されております。在宅避難と申しますのは、あえて避難所に避難せず、自宅にとどまる避難行動のことであり、これは自宅の安全確保が大前提ということになりますので、自宅の耐震診断、あるいは耐震改修や家具の固定をしていただくなど、被災後も自宅で過ごせるための自助努力の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、ハザードマップ等で危険な場所にお住まいの方は、避難所のみでなく、安全な親戚、友人等のお宅への避難を事前に確認しておくことも有用であることも周知してまいりたいというふうに思っております。

これらの啓発事項につきましては、避難の際に知っておくべき5つのポイントという形でまとめさせていただきまして、ホームページへのアップや7月には全戸回覧をする予定でございます。

また、そのほかにも防災に関する研修、訓練において感染症対策に配慮した内容を取り入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 内容は承知をしました。公助と共助と自助、こちらはやっぱり防災の関係ではバランスよく進める必要がありますし、どれか欠けちゃってもうまくいかないということでもあります。これもいろんなところでうたわれておりますし、皆さんも意識の入ってきているところだと思っております。

ただ、これがうまくやっぱり推進をする観点というところでは、なかなかやっぱり片手落ちになってしまうと進まないということもありますので、ぜひ今後、独自の施策ですとか、地域運営体制の充実、こちらのほうをしっかりとやっていただくことを期待をして次の質問に入りたいと思います。

2つ目ですが、20款民生費、10項社会福祉費、20目社会福祉施設費であります。

こちらのほう、先ほども回答がありました、草刈り等の地域活動支援事業、これに1,000万円の計上がされておりまして、河川愛護活動が例年どおりできないということで、23区の行政区で例年実施してきた範囲がやれないと、カバーできるのは今回の件でいきますと大体1割ぐらいの部分であるということでした。

今回は誰もが経験したことのない初めてのケースで、世の中は今必死に皆さん考えながら動いているというような状況であります。こういった面を考えますと、いつもと同じ延長での対応を検討ということよりは、やはり今回独自、特別の対応ということも様々な観点で考えなきゃいけないのではなかろうかというふうに考えております。

先ほどの話ですと、自粛によって実施ができなかった部分、これは一部は事業としてやるということです。ただ、地域の要望箇所をしっかりと聞いた上で、そこに対して手当をしていくということでありまして、今後も地域には必要不可欠な河川愛護活動という活動の中で行っていくということを確認ができましたので、ここでは要望になってしまいかと思います、活動の趣旨、こちらをしっかりと地元が理解できるような形で住民が当事者として積極的に協力したくなるような、そういった伝わり方ができるような運営を期待をして次の質問に入りたいと思います。

次に、3点目です。

25款衛生費、10項保健衛生費、10目保健衛生総務費であります。

ここに公共施設消毒業務委託料が700万円の計上をされております。こちらのほうの具体的な対象施設がどのようになっているかを伺います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほど御提言いただきました、公助、自助、共助、この関係でございます。

公助につきましては、町の責任において実施すべき施策については責任を持って対応をしていきたいというふうに考えております。

また、自分の命は自分で責任を持って守るという観点につきましては、御自分で努力いただく、身の安全を確保していただくという点については折に触れて周知等、お願いをさせていただきたいと思っております。

そして、それとともに、今一番力を入れて町民の方をお願いをしていきたいというふうに考えておりますのは共助という考え方でございます。互いに力を合わせ、近所同士、また、親類、親戚だとか、お互いに助け合って生き延びていく、安全を確保していくという観点を今後とも周知、お願いをしていって、安全な幸田町をつくってまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 河川愛護活動ではありますが、7月から地域による河川愛護活

動の再開をお願いしてまいります。そこでは、地域レベルの河川愛護活動を推進し、町民の財産である河川の環境保護に対する意識を高め、良好な河川環境を維持するための河川愛護活動の継続をお願いしてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 公共施設消毒業務委託料700万円の計上ということで、具体的な対象施設はという御質問でございます。

公共施設消毒業務委託料700万円につきましては、今後公共施設において万が一感染症が発生した場合の経費をあらかじめ計上するものであり、具体的な対象施設の特定のほうは現在のところはしておりません。700万円は概算となっております。

参考までに、この700万円とは別に財政課におきまして、役場庁舎消毒業務委託料、こちらのほうを300万円を計上いたしておりますが、この300万円で消毒ができる可能な広さが役場庁舎で言いますと1階と2階を合わせた広さ、これで300万円ということでございますので、700万円ということで大体どのぐらいかというのがお分かりいただけるかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 様々回答ありがとうございました。理解ができました。

消毒のところですが、消毒など、新型コロナウイルス関連の業務について、こちらもしっかりと専門業者に全てを委託するような形で、ほかの職員の本来業務へ極力支障の出ないような対応を意識して進めることが重要であるというふうに考えております。対応の手順だとか、進め方、こういったところを考えますと、事が起こったときに業者がまずそこに入ります。入ろうとした業者が例えば見つからなかったり、手が出せなかった場合には当然職員の方がそこに手を入れることになると思えます。そうすると、職員の抜けた穴を手当をしてどなたかを入れるような形、もしくは職員さんがそこに行かずに違う業者なり、ほかのメンバーが現場に伺うような、そういったところでやり方を何か想定をしたような配置の仕方を考える必要もあると思えます。辛うじてというか、今幸いなことにも幸田町は感染者がいないということですので、このまま出なければ取り越し苦労で済むのでそれにこしたことはないんですが、万が一のことを考えますと、やはり何か構えを持っておくということをやっておかないと、いざのときの対応がなかなか苦しいと考えておりますので、こういった面でいきますと、進め方等々が今何かありましたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 消毒を含めました新型コロナウイルス関連業務についての業者委託等についてでございますが、今年2月22日、この日に対策本部の設置がされました。その日から3か月と半が過ぎております。感染症対策に追われる日々が続いておる中で、議員が御指摘のように、職員の本来業務へ極力支障の出ない対応ということは重要であるかと思えますので、業者委託をできるだけ行っていく、それから、職員が万が一不在となったときの人の確保というのが、どのようにやっていくかということは必要なことだと思います。

消毒業務につきましても例外ではなく、特に専門性が求められる業務でもあることで、委託を前提として考えております。

対応手順や進め方については、現在事前に業者のリストアップ等を行っております。それから、当然保健所の指導を仰ぎながらの現場対応となりますので、保健所との事前調整などを進めているところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波により、重大な事態等が起これば、消毒業者の引き合いが殺到するということも予想されますので、職員が消毒業務に当たるといいうことも想定して、消毒業務に当たる備品とか、そういったものも準備をしてございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 対応の検討のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問の中で最後なんですけど、働く場を失う住民からの需要、こういったものが今コロナの関係でところどころ出ているところもあると聞いておりますが、こういった雇用の場で先ほど言った人が抜けてしまったときの要員として採用するというか、活用させていただくというようなことを考えているのかどうかの考えを1点伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 働く場を失う方に対する雇用の場としての考えについての御質問であります。

今後新型コロナウイルス等に対峙する中で、働く場を失った方々の受皿となる雇用環境は整える必要があると考えております。そのことが住民の生活支援、さらには、職員の本来業務へ支障の出ない対応にもつながるものと認識しております。

具体的に、これをどのようにしていくかということは現段階では何もまとまっておりません。しかしながら、これまで町内事業所の従業員で休業している方が本町の会計年度任用職員として従事していただいている実績というのはございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 承知をしました。引き続き住民に寄り添った対応を期待をして次の質問に移りたいと思ひます。

最後の質問になります。

4つ目ではありますが、55款教育費、15項小学校費と20項の中学校費、合わせてになります。

先ほど来話も出ておりました、GIGAスクールのその件で、PC購入費タブレット端末導入が今回国の計画のとおり、小学校5年及び6年生、それからあと中学校1年生ですね、それからあと、併せて町のほうでは先生に、教員に対して入れておくということでもあります。合計で5,600万円、すみません、小学校のほうは1億1,200万円、中学校のほうは5,600万円の計上になっております。指針に沿った整備すべき事業でありますし、回答を聞いている範囲でも少し全体が一遍にはできなかったですけども、今年度中に何とかやっていきたいなというところも確認ができましたのでそこところは理解をしました。

一方、今回いろいろとこの対応が入る中で、企業のほうでもリモートワーク、これを実践をした結果がシステムへのアクセス数飽和ですとか、情報セキュリティ、それから、通信環境、いろんな様々課題が浮き彫りになりました。教育の現場でも今現状では授業のネット配信などを実施をされておりますが、これは受けている家庭からすると、各家庭で環境整備は万全ではないということが個々人でも把握ができた状態にあるのかなと考えております。

現在、幸田町教育委員会実施のアンケートにより、個々の家庭でのIT環境実態、こちらを把握する段階に来ております。通信面では全てをつなげる高速通信であります5G、こちらのほうがもう現実のものとなっております。通信環境の位置づけというのは、これから考えますとやっぱり地域社会を動かす上でも、人が生きていく上でも必要不可欠なもの、いわゆるライフラインと同じようなものですね、水道だとか、電気、極論で言いますと、人が生きていくための空気みたいな状態になっていくんじゃないかなというふうに個人的には考えております。

そこで、第2波、第3波へ構える観点から、今回校内機材の整備を進めているわけですが、町の考え方として、通信環境整備、こういったものを促進する施策の必要性を強く私は感じておりますが、町としてはどういうふうにするのか、こちらのほうをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 国の進めておるGIGAスクール構想についてでございますが、今年度、校内LANの整備に本町としては取り組んでいるところでございます。

その取り組む内容といたしましては、議員おっしゃったとおり、5Gへ将来的に移行すると、確実に移行すると思われまますの、校内LANの環境につきましては5Gに対応し得る線の太さ等を確保しつつ、そういったもので順次整備をしている最中でございます。

第2波、3波があったときにまた休業措置等を強られるというような状況も十分考えられます。そうしたときには、やはりリモートでの教育の環境を整えるということは急務であると考えております。したがって、私どもとしては、まずは1人1台のタブレットを早急に整備する中で、また、この休業中の5月に御家庭でのネット環境の調査をさせていただいたところでございます。全体で申しますと、ネット環境のない御家庭が小中学校合わせて1.9%ございました。また、ネット環境はあっても、通信制限があって、動画等、無制限にダウンロードとか、リモートでそういった状況にはないという御家庭が5.6%ございました。合計で7.5%の御家庭がそういった教育に対応できない環境にあるということが把握できた次第でございます。

国の緊急対策で家庭でのオンライン学習環境の整備というメニューもございまして、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与を目的とした事業でございます。

具体的にはモバイルルーターの整備を行いまして、そういった御家庭への貸出しということになろうかと思いますが、これがなかなか機械はそんなに高いものじゃないんですけども、現実問題として、通信費が膨大なものになると思います。こういったものを個々に整備したほうがいいのか、それともWi-Fiスポットを各地域に幾つか作っ

ていったほうがいいのか、そういったことはやり方はいろいろあるかと思いますが、そういったことも早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 実態の把握ありがとうございます。やはりどうしても一部の方はまだこれから環境の整備が必要だと思います。個人でやれるところはやれると本当はいいとは思っているものの、なかなかそうでもいかないという実態もあるのかなと思っていますので、ぜひ支援のほう、積極的にお願いしたいと思っています。

最後になりますが、今回いろいろとコロナですごい状態になっておりますが、一人も取り残すことなく、町民全体が難局を乗り越えるために最大限の努力をチーム幸田として個々人が互いに気を使い、積極的に行動することが重要であるというふうに私自身考えております。

一方で、これから控えております財政の面ですね、こちらのほうの再建と呼ぶのがいいか、これから力をつけていく、元に戻すというところで、新たな生活様式の話が先ほども出ましたが、こういったものを踏まえた画期的な施策に取り組めるチャンスとも一方では考えております。今までの延長線ではない、独自策に取り組むことを期待し、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） ここで、途中ではありますが、お諮りします。

本日の会議を延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を延長することに決定いたしました。

答弁お願いいたします。

1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第45号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を行います。

6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 大変申し訳ありません、私が勉強不足で、上水道の50%の算式を聞いたんですけども違ってしまっていて、まず訂正させてください。理解できました。ただし、質問はコロナウイルスが2波、3波が来た場合に、当局では延長を考えているのか、それとも、延長を考えるとともに減免率をもっと上げるのか、その辺だけ教えていただ

きたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（太田義裕君） 算出の仕方については御理解いただけたということで答弁のほうは差し控えさせていただきますが、第2波、第3波と続いた場合、今後コロナウイルスの影響に伴い、継続についてはどのようにということでのお尋ねです。

現時点では今後どうなるか、正直分からない、未知なところが多くありまして、したがって、今後は国、県の判断や近隣の状況を参考にしながら、そういった形の答弁になってしまいますが、また、財源としまして、地方創生臨時交付金を初めとした追加補正の内容など、国の状況も踏まえながら、今後の減免の継続については検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 理解できました。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

以上で、第46号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第47号議案の質疑を行います。

6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君

○6番（黒木 一君） これも前後案と全く同等ですのであえて質問はいたしません。ただ、1点改めて聞きたいんですけども、上水道と下水道の料金表がございましたよね。その中に上水道は基本料プラス使用料、下水道は基本利用料という形になっていますよね。それを統一してもらえば分かりやすいと思うんですけども、それは無理なのでしょうか。それがあつたために間違つたこともあるんですけども、その辺だけよろしく願ひいたします。

○議長（稲吉照夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（太田義裕君） 現在こちらで水道料金、それから、下水道使用料金、集落排水使用料金ということで使い分けをさせていただいておりますのは、条例に基づいた、そういった使用名称となっておりますので、その辺をいろいろと統一をしていただきたいということでの御提案だと思いますが、今後そういった内容が統一できるかどうか、検討を始めて、今後その希望にかなうかどうかは今後検討した結果、またお知らせしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ありがとうございます。そのほうが、上下水道両方の言葉のほう各家庭では分かりやすいのかなと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（太田義裕君） 承知しました。ただ、今後の検討次第ではその辺はちょっとまたお知らせをさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一括議題になっております第29号議案から第47号議案までの19件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る6月11日までに取りまとめ、6月12日の本会議で報告願います。

委員会の会議場はお手元に配付のとおりですので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

次回は6月12日金曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

大変長時間御苦労さまでした。

散会 午後 5時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年6月8日

議 長

議 員

議 員